

1. 公共施設等の現況

1.1. 公共施設

1.1.1. 公共施設の全体像

本市の保有する公共施設は362施設あり、延床面積は408,125.91㎡となっています。

延床面積の内訳によると、学校教育施設が全体の25.9%を占め、次いで市営住宅の21.4%、産業系施設の17.1%の順に多くなっており、この3分類で全体の6割以上を占めています。

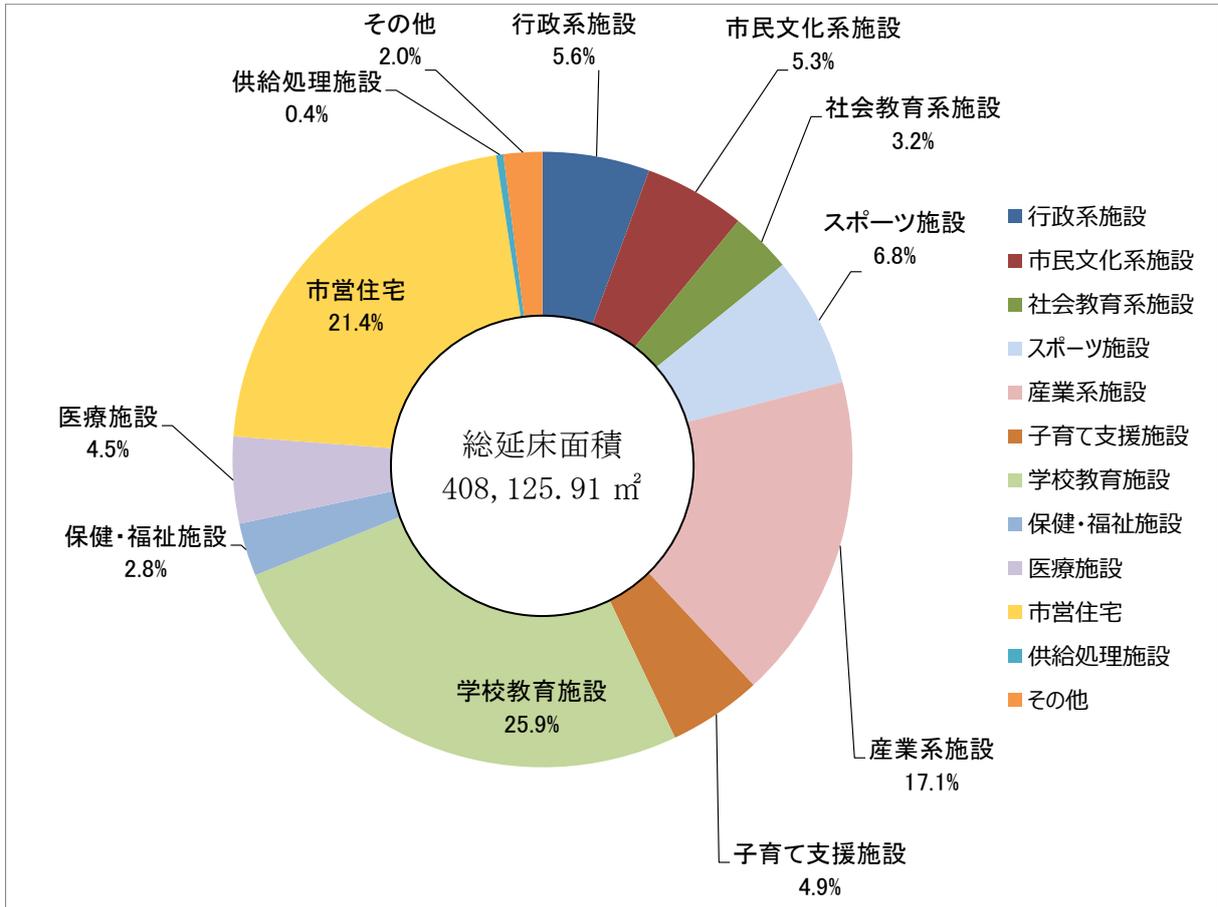


図2-1 公共施設の分類別延床面積

1.1.2. 施設保有量の推移

本市の公共施設の延床面積は、408,125.91㎡で、本計画の策定時（平成29年3月）³に比べて6,787.91㎡（1.6%）減少しています。

増減数の内訳をみると、学校教育施設が最も多く、縮減率は6.2%となっていますが、これは、高根北小学校と高根清里小学校が統合により閉校し、普通財産に移行した（貸し付けを行った）ことが大きく影響しています。また、市営住宅についても、老朽化した一部住棟の除却を行ったことから、延床面積に変化が生じています。その他の分類については、一部施設の新築及び除却を行ったことなどを理由に、数値に若干の変化が生じています。

³ 当初の総合管理計画では、公共施設の総量は、361施設 506,211.69㎡と記載していたが、これらの総量には、土地資産に分類される農園敷地や工作物施設に分類される四阿等が含まれていたことから、今回の改訂に際して、策定当時の延床面積についても、最新の固定資産台帳データ等に基づき見直しを行っている。

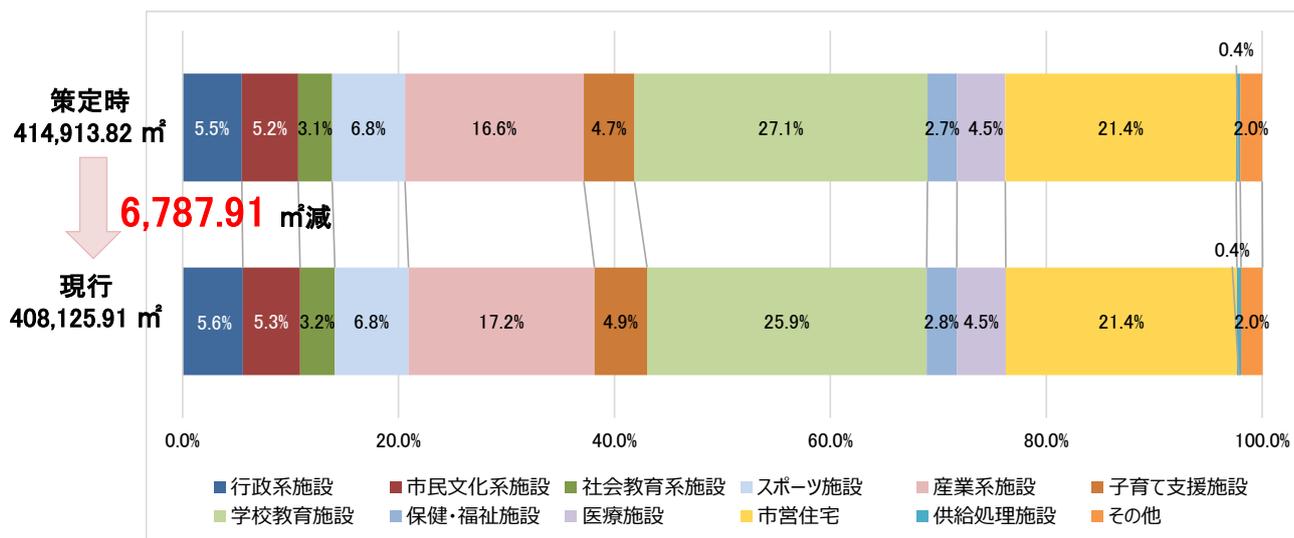


図 2-2 類型別延床面積割合の状況 (比較)

表 2-1 類型別延床面積及び延床面積割合の状況 (比較)

| 大分類 | 計画策定時 平成28年度 | | 計画改訂時 令和3年度 | | 増減数・率 | |
|---------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|-----------------------|-------|
| | 延床面積(m ²) | 割合(%) | 延床面積(m ²) | 割合(%) | 延床面積(m ²) | 割合(%) |
| 行政系施設 | 22,802.16 | 5.5% | 22,802.16 | 5.6% | 0.00 | 0.0% |
| 市民文化系施設 | 21,622.68 | 5.2% | 21,622.68 | 5.3% | 0.00 | 0.0% |
| 社会教育系施設 | 13,046.14 | 3.1% | 13,128.26 | 3.2% | 82.12 | 0.6% |
| スポーツ施設 | 28,023.25 | 6.8% | 27,922.25 | 6.8% | -101.00 | -0.4% |
| 産業系施設 | 68,728.31 | 16.6% | 69,959.81 | 17.2% | 1,231.50 | 1.8% |
| 子育て支援施設 | 19,446.68 | 4.7% | 19,929.20 | 4.9% | 482.52 | 2.5% |
| 学校教育施設 | 112,624.16 | 27.1% | 105,695.16 | 25.9% | -6,929.00 | -6.2% |
| 保健・福祉施設 | 11,374.81 | 2.7% | 11,374.81 | 2.8% | 0.00 | 0.0% |
| 医療施設 | 18,561.20 | 4.5% | 18,561.20 | 4.5% | 0.00 | 0.0% |
| 市営住宅 | 88,722.48 | 21.4% | 87,364.60 | 21.4% | -1,357.88 | -1.5% |
| 供給処理施設 | 1,531.12 | 0.4% | 1,531.12 | 0.4% | 0.00 | 0.0% |
| その他 | 8,430.83 | 2.0% | 8,234.66 | 2.0% | -196.17 | -2.3% |
| 計 | 414,913.82 | 100.0% | 408,125.91 | 100.0% | -6,787.91 | -1.6% |

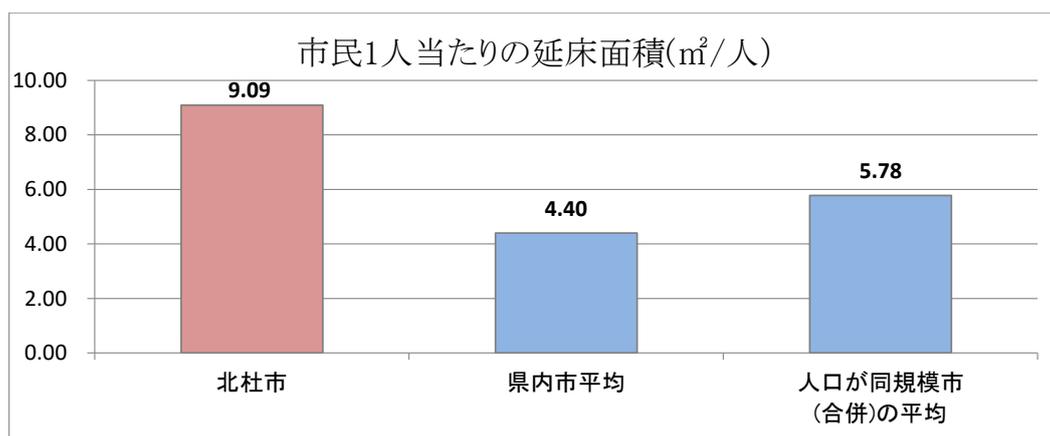
※表中の数値は、四捨五入等の関係により、合計が一致しない場合がある。

1.1.3. 公共施設の他団体との比較

本市が保有する公共施設の1人当たりの面積について、県内他市及び全国の団体のうち人口が同規模の合併を経験した市のデータと比較しました。

公共施設の比較は、地方公共団体の公共施設の現況を明らかにする「公共施設状況調」の調査結果をもとに行いました。その結果、本市の市民1人当たりの行政財産（建物）⁴の延床面積は9.09㎡/人⁵であるのに対し、県内市平均値は4.40㎡/人と、本市の方が約2.1倍多いことが分かります。

また、人口が同規模市（合併）との比較では、人口同規模市（合併）の平均値⁶が5.78㎡/人となっており、これと比較してもなお本市は約1.6倍多い状況にあります。



出典：平成30年度公共施設状況調経年比較表（総務省）及び各住民基本台帳における令和2年1月1日住民基本台帳より算出

図2-3 人口1人当たり行政財産(建物)延床面積の他団体との比較

1.1.4. 公共施設の築年別整備状況の推移

本市の公共施設の多くは、平成8年から合併直前の平成16年にかけて集中的に整備されており、他の多くの自治体が公共施設の老朽化に直面している中、合併当初は、比較的新しい建物を多く有していることが本市の特徴でした。

しかしながら、合併から20年近くが経過し、一般的に大規模改修の目安となる築30年以上経過した施設の延床面積の割合は、令和3年度末時点では39.1%と全体の約4割に達しています。仮に令和3年度末時点の延床面積をそのまま保持した場合、これが10年後には74.1%、20年後には94.3%と急速に増加することとなり、単純計算ではあるものの、計画期間内にはほぼ全ての建物について、大規模改修の実施が必要となることとなります。

一方、昭和56年に定められた「新耐震基準」を境界とすると、この基準が適用される昭和56年5月以前（旧耐震基準）に建築された施設の延床面積は、85,554㎡、全体の21.0%を占めていますが、本市では、学校教育施設等の規模が大きく利用者への影響が大きい建物を優先して耐震対策に取り組んでいることから、延床面積ベースで約8割の建物が耐震性能を有しています。

⁴ 出典：「平成30年度公共施設状況調経年比較表（総務省）」の「市町村経年比較表」に記載の行政財産のうち、土地を除いた施設。行政財産とは、市が行政上の目的のために保有しているもので、一般的に「公共施設等」とは行政財産のことを示す。

⁵ 人口は各住民基本台帳における令和2年1月1日時点の値。

⁶ 全国の市のうち、北杜市と人口が同規模（4～5万人未満）で、かつ、合併市の平均値。（平均値は北杜市を含む。）

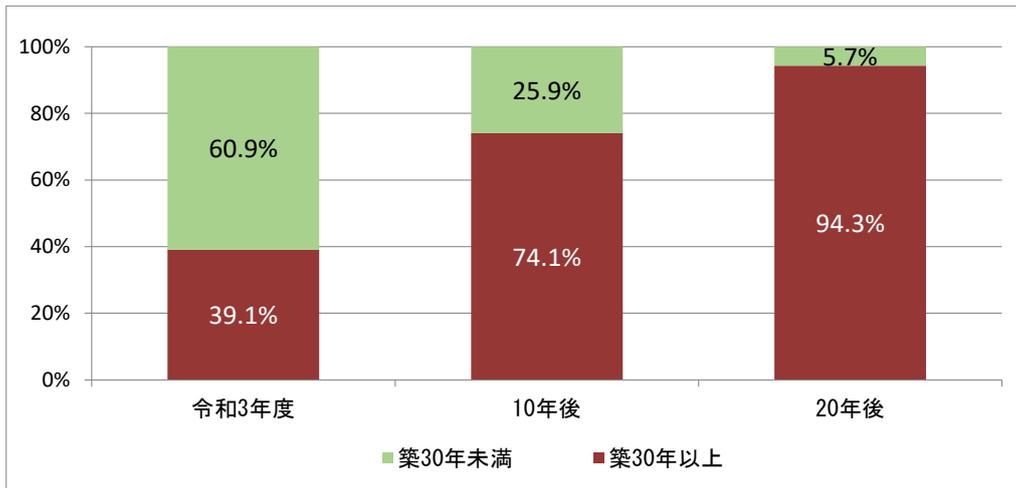


図 2 - 4 公共施設の築年別延床面積の割合

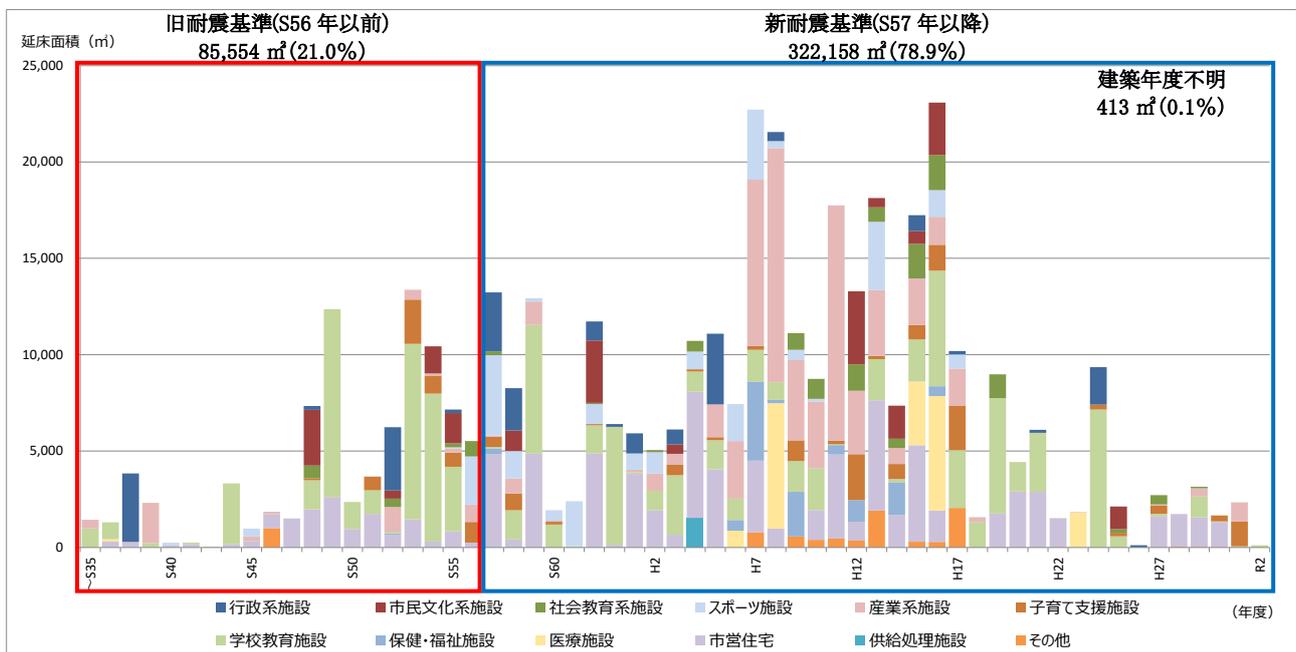


図 2 - 5 公共施設の築年別整備状況（延床面積）

1.1.5. 地区別（旧 8 町村）の配置状況

地区別に整備される施設数や延床面積をみると、長坂町、須玉町、高根町、小淵沢町、大泉町、明野町、白州町、武川町の順となっています。これは、おおむね各地区の人口総数に対応した順となっていますが、須玉町については、北杜市役所を含む行政系施設が複数配置されていることに加え、市営住宅が全地区で最も多いことを受け、地区内人口 1 人当たりの延床面積が他の地区と比較して大きい傾向を示しています。

施設分類別に各地区の施設の配置状況をみると、集会施設、幼児・児童施設、保育施設、学校など、主に地域住民の利用を想定する施設が多い傾向にある一方で、図書館、資料館、体育館など、本来は全市域に 1 か所程度の配置が一般的である施設が複数配置されているような状況が見受けられます。

また本市は、特性である豊かな自然を活かした産業系施設を数多く保有していますが、これらは全ての地区におおむね万遍なく配置されています。

表2-2 地区別所有状況（施設数、延床面積）1/2

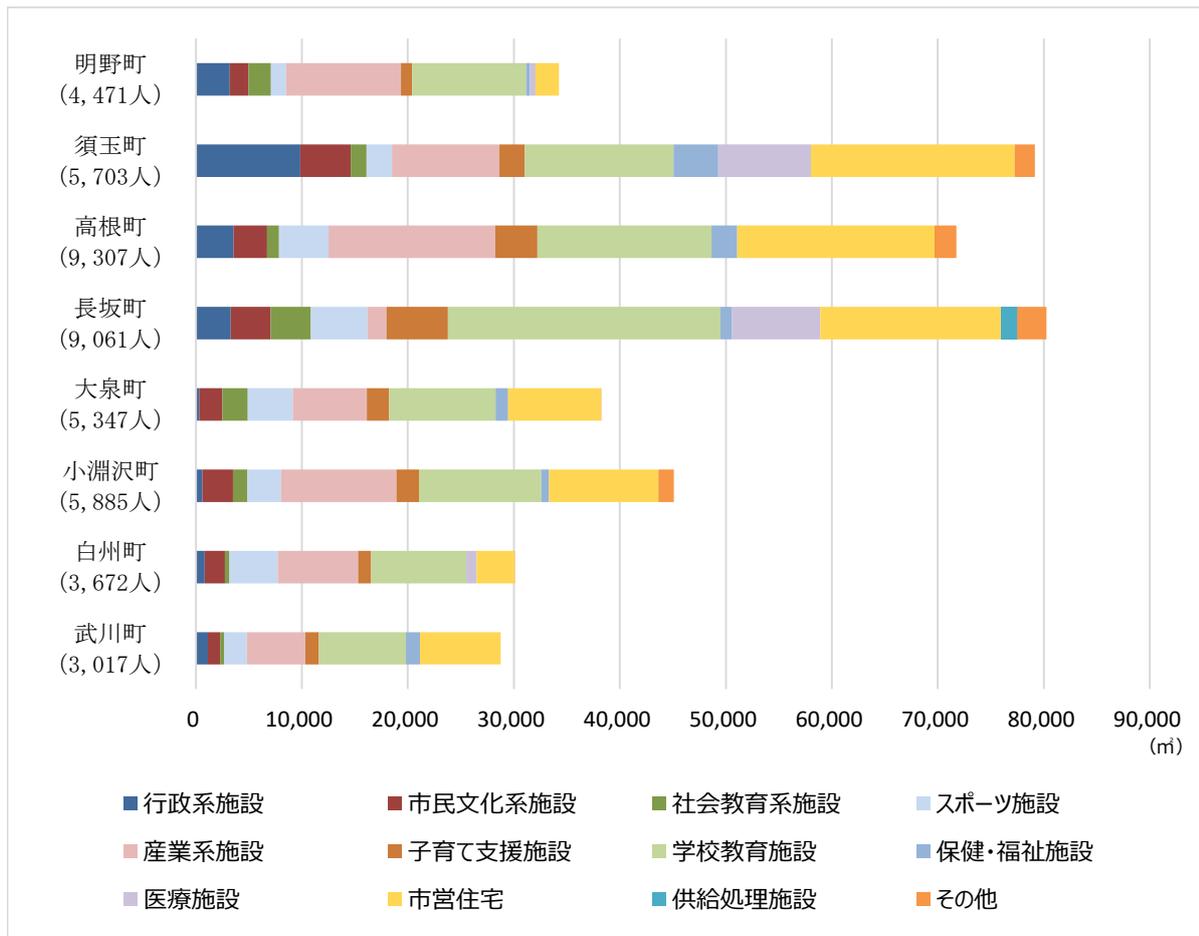
| No. | 大分類 | 中分類 | 全市総数 | | 明野町 | | 須玉町 | | 高根町 | |
|----------------------|---------|-------------|---------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|
| | | | 46,463人 | | 4,471人 | | 5,703人 | | 9,307人 | |
| | | | 施設数 | 延床面積 (㎡) | 施設数 | 延床面積 (㎡) | 施設数 | 延床面積 (㎡) | 施設数 | 延床面積 (㎡) |
| 1 | 行政系施設 | 庁舎等 | 10 | 21,920.95 | 1 | 3,208.59 | 3 | 9,846.48 | 1 | 3,106.81 |
| | | その他行政系施設 | 2 | 881.21 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 1 | 459.98 |
| 2 | 市民文化系施設 | 文化施設 | 3 | 8,233.99 | 0 | 0.00 | 1 | 3,790.00 | 1 | 1,719.00 |
| | | 集会施設 | 11 | 13,388.69 | 1 | 1,741.01 | 2 | 974.47 | 1 | 1,445.15 |
| 3 | 社会教育系施設 | 図書館 | 8 | 4,077.80 | 1 | 59.00 | 1 | 1,018.00 | 1 | 750.00 |
| | | 資料館等 | 13 | 9,050.46 | 2 | 2,076.12 | 1 | 481.33 | 1 | 354.32 |
| 4 | スポーツ施設 | プール | 1 | 726.60 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| | | 体育館 | 9 | 17,951.93 | 1 | 1,383.00 | 1 | 2,210.06 | 1 | 3,546.40 |
| | | 弓道場 | 2 | 166.00 | 1 | 58.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| | | 武道場 | 3 | 1,464.38 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 1 | 407.50 |
| | | 屋内ゲートボール場 | 9 | 5,553.40 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 1 | 546.00 |
| | | グラウンド・管理施設等 | 22 | 2,059.94 | 1 | 0.00 | 4 | 190.49 | 3 | 196.90 |
| 5 | 産業系施設 | 観光施設 | 30 | 20,365.79 | 2 | 1,837.00 | 3 | 2,543.28 | 2 | 175.00 |
| | | 農林施設 | 44 | 32,908.03 | 4 | 6,399.91 | 6 | 3,686.73 | 13 | 13,863.43 |
| | | 温泉施設 | 10 | 16,178.99 | 1 | 2,597.00 | 2 | 3,890.00 | 1 | 1,669.00 |
| 6 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | 23 | 4,707.75 | 2 | 222.00 | 2 | 224.58 | 5 | 919.83 |
| | | 保育施設 | 15 | 15,221.45 | 1 | 825.69 | 1 | 2,179.62 | 4 | 3,061.02 |
| 7 | 学校教育施設 | 学校 | 20 | 102,376.61 | 2 | 10,742.00 | 2 | 12,555.00 | 3 | 15,949.00 |
| | | その他教育施設 | 6 | 3,318.55 | 0 | 0.00 | 1 | 1,479.55 | 2 | 471.00 |
| 8 | 保健・福祉施設 | 高齢者福祉施設 | 15 | 9,809.96 | 2 | 387.30 | 3 | 4,217.28 | 1 | 1,540.50 |
| | | 障がい福祉施設 | 2 | 666.23 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| | | 保健施設 | 1 | 898.62 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 1 | 898.62 |
| 9 | 医療施設 | 医療施設 | 4 | 18,561.20 | 1 | 508.53 | 1 | 8,743.94 | 0 | 0.00 |
| 10 | 市営住宅 | 市営住宅 | 51 | 87,364.60 | 3 | 2,211.10 | 9 | 19,219.79 | 12 | 18,617.90 |
| 11 | 供給処理施設 | 供給処理施設 | 1 | 1,531.12 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| 12 | その他 | その他 | 46 | 8,234.66 | 0 | 0.00 | 8 | 1,898.13 | 3 | 2,051.84 |
| 合計(㎡) | | | 361 | 407,618.91 | 26 | 34,256.25 | 51 | 79,148.73 | 59 | 71,749.20 |
| 地区内人口1人当たりの延床面積(㎡/人) | | | 8.8 | | 7.7 | | 13.9 | | 7.7 | |

表2-2 地区別所有状況（施設数、延床面積）2/2

| No. | 大分類 | 中分類 | 長坂町 | | 大泉町 | | 小淵沢町 | | 白州町 | | 武川町 | |
|----------------------|---------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|
| | | | 9,061人 | | 5,347人 | | 5,885人 | | 3,672人 | | 3,017人 | |
| | | | 施設数 | 延床面積 (㎡) |
| 1 | 行政系施設 | 庁舎等 | 1 | 3,282.13 | 1 | 306.35 | 1 | 200.00 | 1 | 831.65 | 1 | 1,138.94 |
| | | その他行政系施設 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 1 | 421.23 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| 2 | 市民文化系施設 | 文化施設 | 1 | 2,724.99 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| | | 集会施設 | 1 | 1,055.75 | 2 | 2,199.22 | 1 | 2,895.32 | 2 | 1,911.88 | 1 | 1,165.89 |
| 3 | 社会教育系施設 | 図書館 | 1 | 430.00 | 1 | 1,029.00 | 1 | 369.00 | 1 | 230.00 | 1 | 192.80 |
| | | 資料館等 | 2 | 3,364.53 | 3 | 1,369.10 | 2 | 995.92 | 1 | 208.50 | 1 | 200.64 |
| 4 | スポーツ施設 | プール | 0 | 0.00 | 1 | 726.60 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| | | 体育館 | 1 | 2,399.27 | 1 | 1,822.00 | 2 | 1,708.20 | 1 | 3,635.00 | 1 | 1,248.00 |
| | | 弓道場 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 1 | 108.00 |
| | | 武道場 | 1 | 546.88 | 1 | 510.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| | | 屋内ゲートボール場 | 2 | 1,580.00 | 2 | 1,063.00 | 2 | 1,177.40 | 1 | 533.00 | 1 | 654.00 |
| | | グラウンド・管理施設等 | 5 | 817.15 | 1 | 118.40 | 2 | 267.00 | 4 | 372.00 | 2 | 98.00 |
| 5 | 産業系施設 | 観光施設 | 4 | 1,781.54 | 5 | 3,965.28 | 6 | 6,168.52 | 5 | 3,499.39 | 3 | 395.78 |
| | | 農林施設 | 0 | 0.00 | 4 | 614.00 | 5 | 3,524.38 | 3 | 1,355.61 | 9 | 3,463.97 |
| | | 温泉施設 | 0 | 0.00 | 2 | 2,411.99 | 1 | 1,210.00 | 2 | 2,741.00 | 1 | 1,660.00 |
| 6 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | 4 | 1,310.85 | 3 | 816.51 | 3 | 891.83 | 1 | 142.80 | 3 | 179.35 |
| | | 保育施設 | 4 | 4,481.67 | 1 | 1,278.52 | 2 | 1,231.41 | 1 | 1,063.92 | 1 | 1,099.60 |
| 7 | 学校教育施設 | 学校 | 5 | 24,946.61 | 2 | 9,743.00 | 2 | 11,249.00 | 2 | 8,985.00 | 2 | 8,207.00 |
| | | その他教育施設 | 1 | 781.00 | 1 | 303.00 | 1 | 284.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| 8 | 保健・福祉施設 | 高齢者福祉施設 | 2 | 412.86 | 2 | 1,182.25 | 2 | 726.83 | 0 | 0.00 | 3 | 1,342.94 |
| | | 障がい福祉施設 | 2 | 666.23 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| | | 保健施設 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| 9 | 医療施設 | 医療施設 | 1 | 8,319.64 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 1 | 989.09 | 0 | 0.00 |
| 10 | 市営住宅 | 市営住宅 | 6 | 17,044.63 | 6 | 8,779.83 | 5 | 10,314.64 | 5 | 3,554.98 | 5 | 7,621.73 |
| 11 | 供給処理施設 | 供給処理施設 | 1 | 1,531.12 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| 12 | その他 | その他 | 10 | 2,770.00 | 5 | 25.11 | 15 | 1,449.44 | 2 | 40.14 | 3 | 0.00 |
| 合計(㎡) | | | 55 | 80,246.85 | 44 | 38,263.16 | 54 | 45,084.12 | 33 | 30,093.96 | 39 | 28,776.64 |
| 地区内人口1人当たりの延床面積(㎡/人) | | | 8.9 | | 7.2 | | 7.7 | | 8.2 | | 9.5 | |

※1) 人口は、住民基本台帳（令和3年4月1日時点）。

※2) 青年小屋（産業系施設）（507.0㎡）は、長野県諏訪郡富士見町に立地するため、本表には含まない。



※人口は、住民基本台帳（令和3年4月1日時点）。

図2-6 施設類型別・地区別の保有状況

1.2. インフラ

1.2.1. インフラの全体像

(1) 道路、橋りょう、トンネル

本市が管理する道路は、市道、農道、林道の3種類があり、総延長は1,870.2km、その内訳は市道が1,082.5km、農道が650.7km、林道が137.0kmとなっています。また、橋りょうは631橋、トンネルは7か所あります。

橋りょうは全631橋のうち、472橋（全体の約75%）が市道に設置され、トンネルは7か所のうち、6か所が市道に設置されています。

表2-3 道路・橋りょう・トンネル一覧

| 道路種別 | | 実延長 (m) | 橋りょう | | トンネル | | 備考 |
|------|------|-------------|------|---------|------|---------|----|
| | | | 個数 | 延長 (m) | 個数 | 延長 (m) | |
| 市道 | 市道1級 | 222,704.0 | 104 | 2,795.3 | 5 | 1,054.0 | |
| | 市道2級 | 115,650.0 | 60 | 907.1 | 0 | 0 | |
| | その他 | 744,133.0 | 308 | 3,922.4 | 1 | 1,117.0 | |
| | 計 | 1,082,487.0 | 472 | 7,624.8 | 6 | 2,171.0 | |
| 農道 | | 650,692.3 | 109 | 1,203.7 | 0 | 0 | |
| 林道 | | 137,027.8 | 50 | 822.3 | 1 | 101.4 | |
| 合計 | | 1,870,207.1 | 631 | 9150.8 | 7 | 1,218.4 | |

道路、橋りょう、トンネルの保有量の推移は、次のとおりです。

表2-4 施設保有量の比較（道路、橋りょう、トンネル）

| 種別 | | 策定時（平成27年度末時点） | 現行（令和2年度末時点） |
|------|----|------------------|------------------|
| 道路 | 市道 | 実延長 1,087,591.2m | 実延長 1,082,487.0m |
| | 農道 | 実延長 644,008.0m | 実延長 650,692.3m |
| | 林道 | 実延長 136,889.1m | 実延長 137,027.8m |
| 橋りょう | | 631本 | 631本 |
| トンネル | | 6本 | 7本 |

(2) 上下水道施設

本市の上水道施設は、水源や地形的・地域的な要因等により複数の施設で構成されており、水源は81か所、配水池は114か所、管路の総延長は1,517.0kmとなっています。

また、下水道事業としては39処理区で構成されており、処理場は39か所、マンホールポンプ場は453か所、管路の総延長は769.9kmとなっています。

表2-5 上水道施設一覧

| 分類 | | 箇所数等 | 備考 |
|-------|-------|---------------|----|
| 上水道施設 | 導水管 | 45,823.5m | |
| | 送水管 | 124,395.6 m | |
| | 配水管 | 1,346,758.2 m | |
| | 管路(計) | 1,516,977.3 m | |
| | 水源 | 81 か所 | |
| | 配水池 | 114 か所 | |

表2-6 下水道施設一覧

| 分類 | | 箇所数等 | 備考 |
|-------------------|-------------------|-------------|----|
| 特定環境保全 公共下水道施設 | コンクリート管 | 3,260.3 m | |
| | 陶管 | 74.8 m | |
| | 塩ビ管 | 542,333.4 m | |
| | 更生管 | 0 m | |
| | その他 | 13,828.1m | |
| | 終末処理場 | 13 か所 | |
| | マンホールポンプ場 | 271 か所 | |
| 農業集落排水 施設 | コンクリート管 | 3,560.0 m | |
| | 陶管 | 810.0 m | |
| | 塩ビ管 | 201,710.0 m | |
| | 更生管 | 0 m | |
| | その他 | 4,360.0 m | |
| | 処理場 | 26 か所 | |
| | マンホールポンプ場 | 182 か所 | |
| 特定地域生活 排水処理施設 | 合併浄化槽 (市町村設置型) | 105 基 | |
| 下水道施設 (3施設合計) | 管路(計) | 769,936.6 m | |
| | 処理場 | 39 か所 | |
| | マンホールポンプ場 | 453 か所 | |
| | 合併浄化槽 | 105 基 | |

上水道、下水道の保有量の推移は、次のとおりです。

表 2-7 施設保有量の比較（上水道、下水道）

| 種別 | | 策定時（平成 27 年度末時点） | 現行（令和 2 年度末時点） |
|-----|-----------|------------------|----------------|
| 上水道 | 管路 | 導水管 | 60,833.0m |
| | | 送水管 | 83,568.0m |
| | | 配水管 | 894,124.0m |
| | 水源 | 80 か所 | 81 か所 |
| | 配水池 | 114 か所 | 114 か所 |
| 下水道 | 管路 | コンクリート管 | 6,920.0m |
| | | 陶管 | 860.0m |
| | | 塩ビ管 | 714,270.0m |
| | | 更生管 | 0m |
| | | その他 | 19,630.0m |
| | 処理場 | 39 か所 | 39 か所 |
| | マンホールポンプ場 | 449 か所 | 453 か所 |
| | 合併浄化槽 | 99 基 | 105 基 |

1.2.2. インフラの他団体との比較

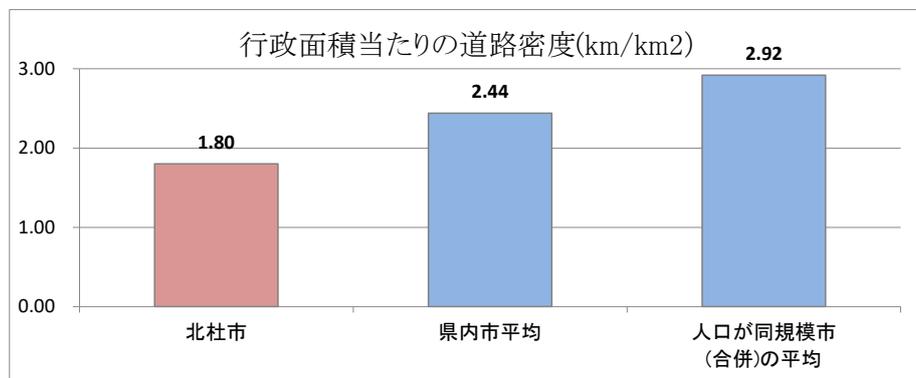
インフラは面積による単純比較が難しいことから、比較項目は、道路は行政面積当たりの道路密度⁷、橋りょうは老朽化率（橋長 15m以上かつ建設後 50 年以上経過した橋りょうの割合）、上水道は水道普及率、下水道は人口カバー率で比較しました。

(1) 道路

本市の道路について、行政面積当たりの道路密度を、県内他市及び全国の団体のうち人口が同規模の合併を経験した市のデータと比較しました。

その結果、本市の道路密度は 1.80km/km² であるのに対し、県内市平均値は 2.44km/km² と、3 割程度少ないことが分かります。

一方、全国の人口が同規模市（合併）の平均値は 2.92km/km² と本市は 4 割程度少ない状況にあります。



出典：全国都道府県市区町村別面積調〔令和 3 年 4 月 1 日時点〕（国土地理院）及び平成 30 年度公共施設状況調経年比較表（総務省）より算出

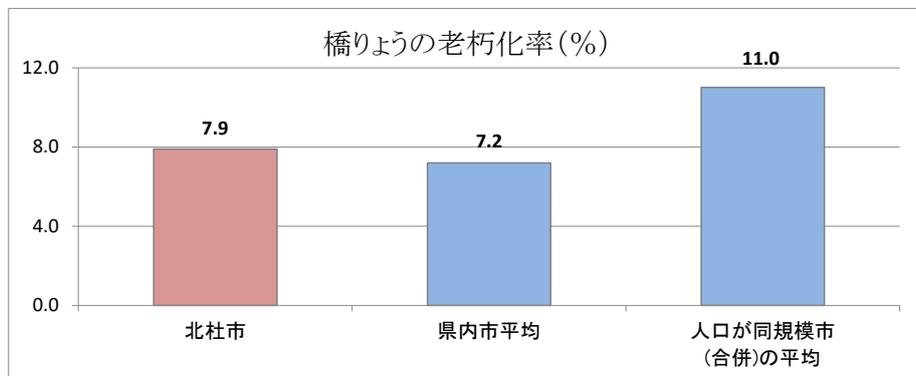
図 2-7 道路密度 (km/km²) の他団体との比較

⁷ 行政面積当たりの道路密度とは、行政面積に対する道路延長の割合のこと。

(2) 橋りょう

本市の橋りょうについて、老朽化率⁸を、県内他市及び全国の団体のうち人口が同規模の合併を経験した市のデータと比較しました。

その結果、本市の橋りょうの老朽化率は7.9%であり、県内市平均値(7.2%)との比較ではほぼ同程度ですが、全国の人口同規模市(合併)の平均値(11.0%)と比較すると、やや低いことが分かります。



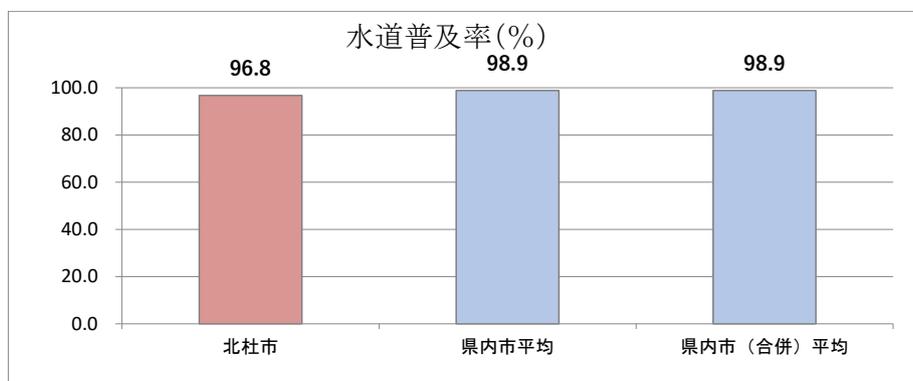
出典：全国地方公共団体の進捗一覧〔平成25年4月1日時点〕(国土交通省)より算出

図2-8 橋りょう老朽化率(%)の他団体との比較

(3) 上水道

本市の上水道について、水道普及率を、県内他市及び県内他市(合併)のデータと比較しました。

その結果、本市の水道普及率は96.8%であり、県内市平均値(98.9%)及び県内市(合併)平均値(98.9%)との比較では、ほぼ同程度の普及率であることが分かります。



出典：令和元年度山梨県水道統計より算出

図2-9 水道普及率(%)の他団体との比較

⁸ 「建設後50年以上」経過する橋りょうを「老朽化が進行している橋りょう」と定義し、老朽化率を「橋長15m以上」の橋りょうに対し「橋長15m以上かつ建設後50年以上」の橋りょうの割合として算出した。

(4) 下水道

本市の下水道について、人口カバー率⁹を、県内他市及び全国の団体のうち人口が同規模の合併を経験した市のデータと比較しました。

その結果、本市の下水道の人口カバー率は 98.3%であり、県内市平均値（83.8%）に比べ 14.5ポイント高いことが分かります。

また、全国の人口同規模市（合併）の平均値が 79.5%であることと比較しても、本市の人口カバー率は約 15～19 ポイント高く、下水道の普及が他団体と比較して大きく進んでいる状況にあります。

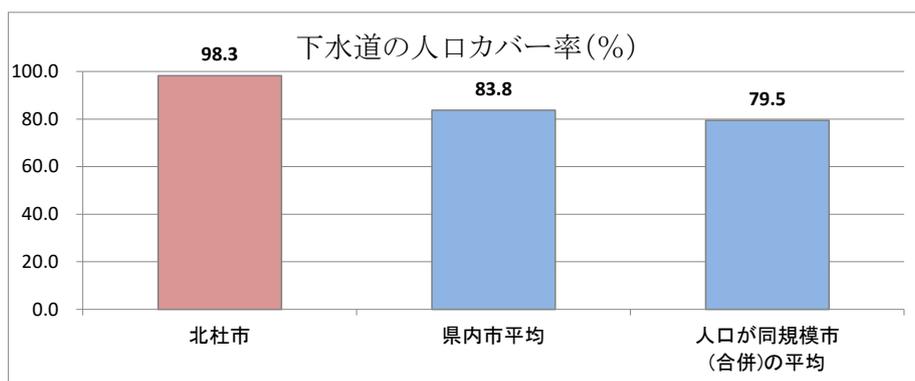


図 2 - 1 0 下水道人口カバー率(%)の他団体との比較

出典：平成 30 年度公共施設状況調経年比較表（総務省）より算出

1.2.3. インフラの劣化状況等

(1) 道路（路面）

「防災・安全社会資本整備総合交付金事業舗装長寿命化修繕計画（平成 25 年 10 月）」及び「舗装長寿命化修繕計画（その 2）（平成 26 年 1 月）」において舗装路面の破損状況調査を行いました。調査対象は、市内全域の 1 級市道のうち一部区間の 197.7km の区間となっています。

調査結果によると、「早急に修繕が必要」及び「修繕が必要」を合わせると、全体の約 2 割（22.8%）が修繕を必要としており、「修繕を行うことが望ましい」を含めると、全体の約 4 割（42.3%）が望ましい管理水準とはいえない結果になりました。

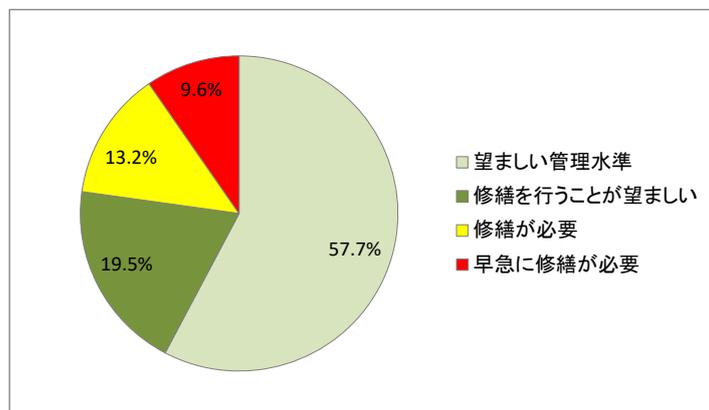


図 2 - 1 1 舗装路面の破損状況

出典：防災・安全社会資本整備総合交付金事業舗装長寿命化修繕計画〔平成 25 年 10 月〕及び舗装長寿命化修繕計画（その 2）〔平成 26 年 1 月〕

⁹ 下水道の人口カバー率とは、市の人口に対する「公共下水道」、「農業集落施設」、「漁業集落排水施設」、「林業集落排水施設」、「簡易排水施設」、「小規模集合排水処理施設」の排水人口及び「コミュニティ・プラント処理人口」、「合併処理浄化槽人口」計の割合。下水道普及率の代替指標として使用。

(2) 橋りょう

一般的に更新時期とされる建設後 60 年¹⁰以上を経過した橋りょうの割合は、本計画策定当時の平成 28 年度時点では全体の 7%にとどまっていたましたが、令和 3 年時点は、9.9%となっています。

この割合は、時間の経過とともに増加し、10 年後には 23.5%に、更に 20 年後には 56.8%に急増すると見込まれます。

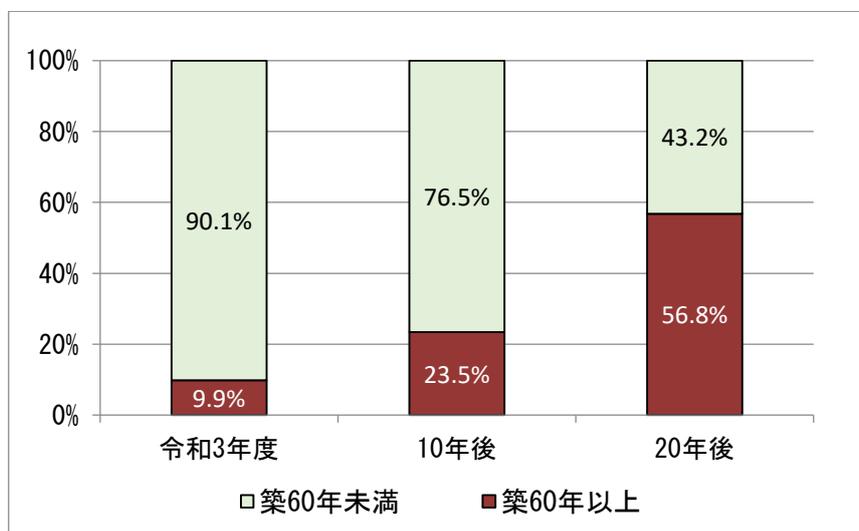


図 2-1-2 建設後 60 年以上を経過する橋りょうの割合
(市道上の 472 橋のうち建設年次が判明している 324¹¹橋を対象)

¹⁰ 出典：一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設等更新費用試算ソフト」における考え方による。

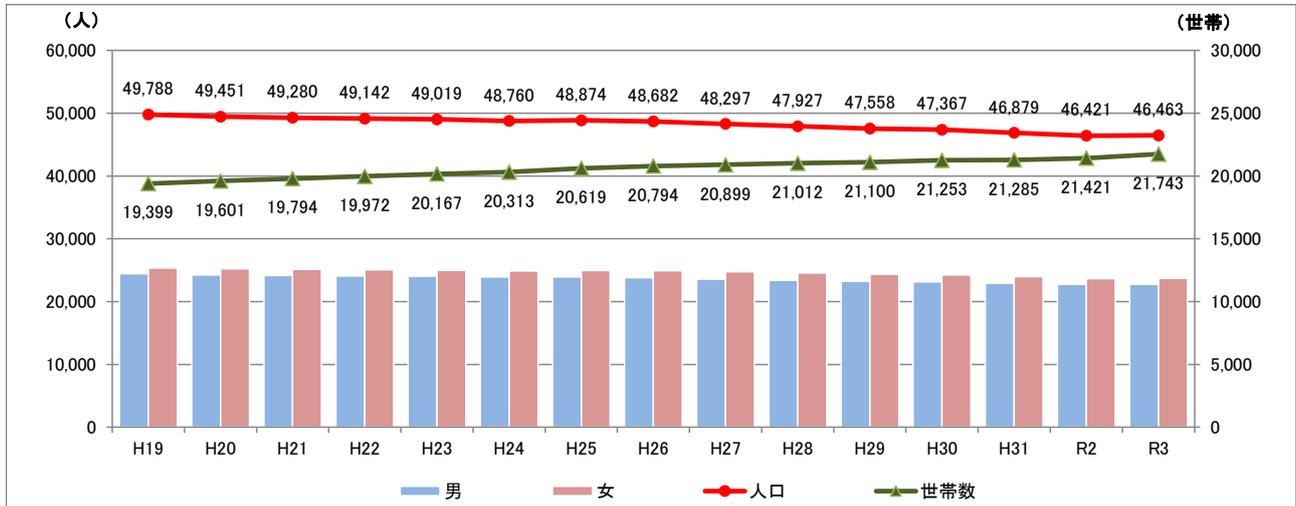
¹¹ 北杜市橋梁長寿命化修繕計画（令和 2 年 3 月）

2. 人口の見通し

2.1. 人口と世帯数の推移

本市の令和3年4月1日時点の人口は46,463人であり、推移は漸次減少傾向を示しています。本計画策定当初の平成28年（47,927人）と比較すると、1,464人の減少となっています。

一方、世帯数は増加傾向にあり、世帯規模の縮小が進行している状況にあります。

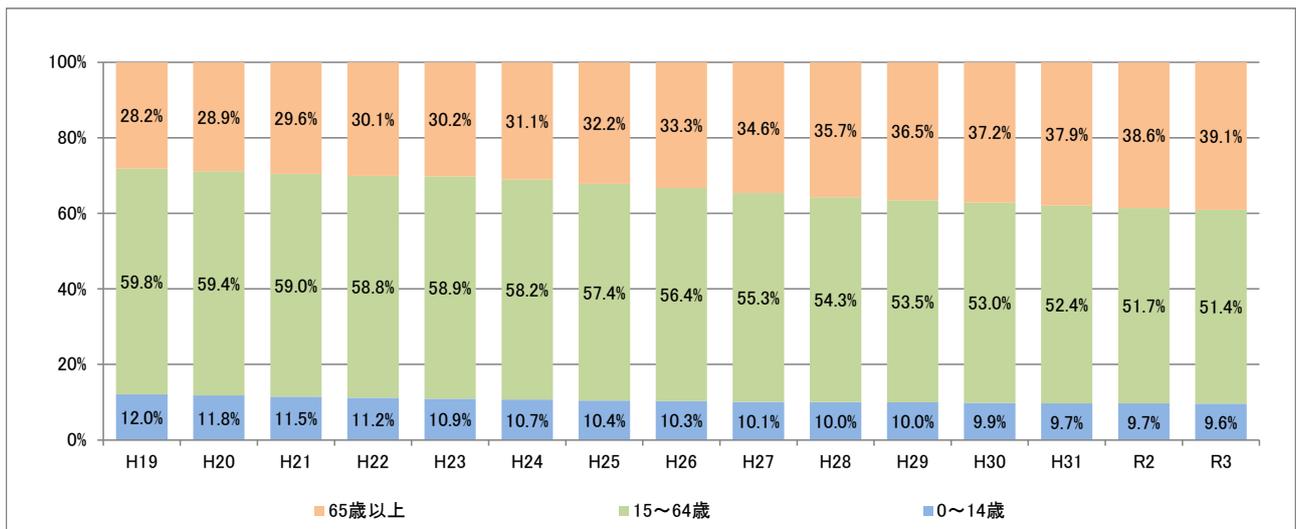


出典：住民基本台帳人口〔各年4月1日時点の値〕

図2-1-3 人口と世帯数の推移

2.2. 年齢階層別人口の推移

年齢階層別人口構成の推移をみると、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加傾向を示しています。令和3年老年人口割合は39.1%となっており、本計画策定当初の平成28年（35.7%）と比較すると、3.4ポイントの増加となっています。



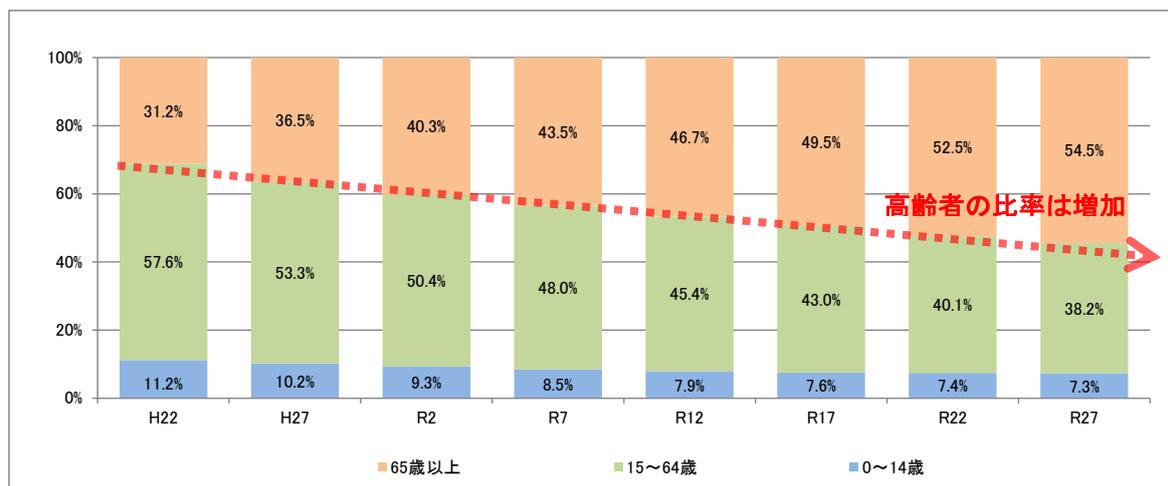
出典：住民基本台帳人口〔各年4月1日時点の値〕

図2-1-4 年齢階層別人口構成の推移

2.3. 年齢別人口構成の見通し

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）によると、本市の年齢別人口構成比の推移は、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）が減少し、老年人口（65歳以上）が増加すると推計されています。

令和7年までは、生産年齢人口の比率が最も大きくなっていますが、令和12年以降は、老年人口の比率が生産年齢人口を上回って最も大きくなり、令和27年には、現役世代（15～64歳の者）1人に対して65歳以上の者1.4人になると見込まれています。



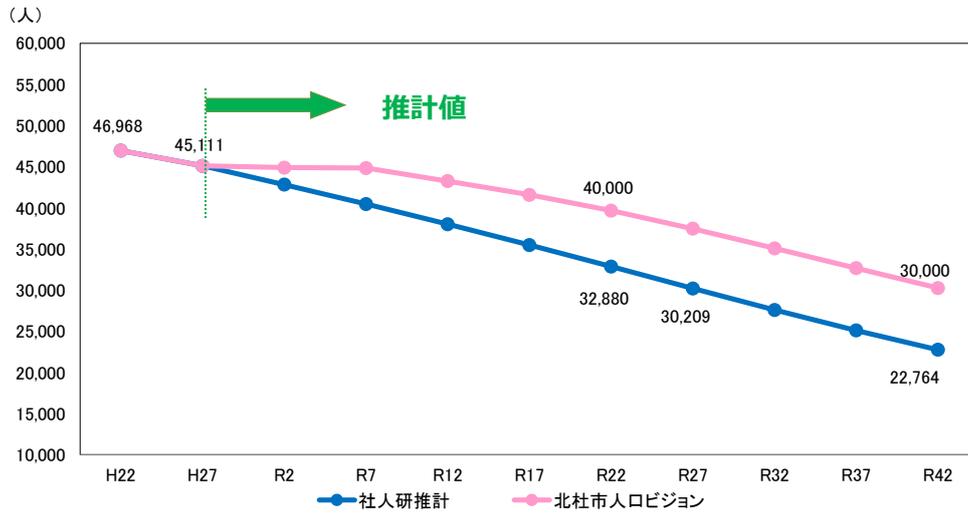
出典：日本の地域別将来推計人口〔平成30（2018）年推計〕（国立社会保障・人口問題研究所）

図2-15 北杜市の将来年齢別人口構成比の推移

2.4. 本市の人口ビジョンにおける将来人口の目標

「社人研」によると、平成27年の国勢調査では45,111人であった本市の人口は、30年後の令和27年には、約1万5千人少ない30,209人（平成27年比、33%の減少）にまで減少すると推計されています。

この推計に対し、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき平成27年度に策定し、平成30年3月に2回目の改訂を行った「北杜市人口ビジョン」では、子育て支援事業や移住定住促進事業等を展開することで、中期的目標として令和22年に人口規模40,000人を確保するとともに、長期的目標として令和42年に人口規模30,000人を確保することを目標としています。



出典：北杜市人口ビジョン（平成 30 年 3 月 第 2 回改訂）

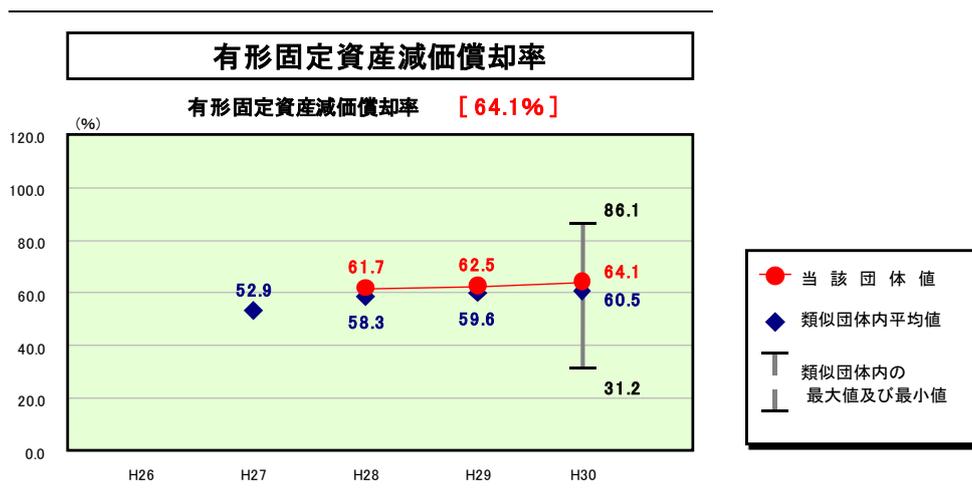
図 2-16 本市の将来人口の推移

2.5. 有形固定資産減価償却率の推移

本市が保有する資産の経年の程度を把握するに当たり、参考となる指標として有形固定資産減価償却率があります。この指標は、土地や建物、工作物といった資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合によって算出され、資産の老朽化の進行に伴い数値は上昇していきます。

次の図は、本市の過去 3 年間の有形固定資産減価償却率の推移を全国の市町村のうち人口構造が本市と類似する団体（同類型市（I-1）¹²の平均値と共に示したものです。

本市における有形固定資産減価償却率は、類似団体平均と比較すると大きな差はみられないものの、上昇傾向にあることから、仮に今後も現在保有する施設を維持し続けると、この数値は一貫して増加を続けることとなります。そのため、公共施設等の老朽化への対応と将来的な財政負担の軽減に向けた取組をバランスよく推進していく必要があるといえます。



出典：平成 30 年度財政状況資料集

図 2-17 有形固定資産減価償却率の推移

¹² 総務省は、市町村の態様を決定する要素のうちで最もその度合いが強く、客観的に把握できる「人口」と「産業構造」に基づき、市町村を類型化している。類似団体別市町村財政指数表（平成 30 年）においては、北杜市は I-1 類型に分類される。I-1 類型都市とは、二次産業が 90%未満かつ三次産業が 55%以上 90%未満、人口が 5 万人未満の都市。

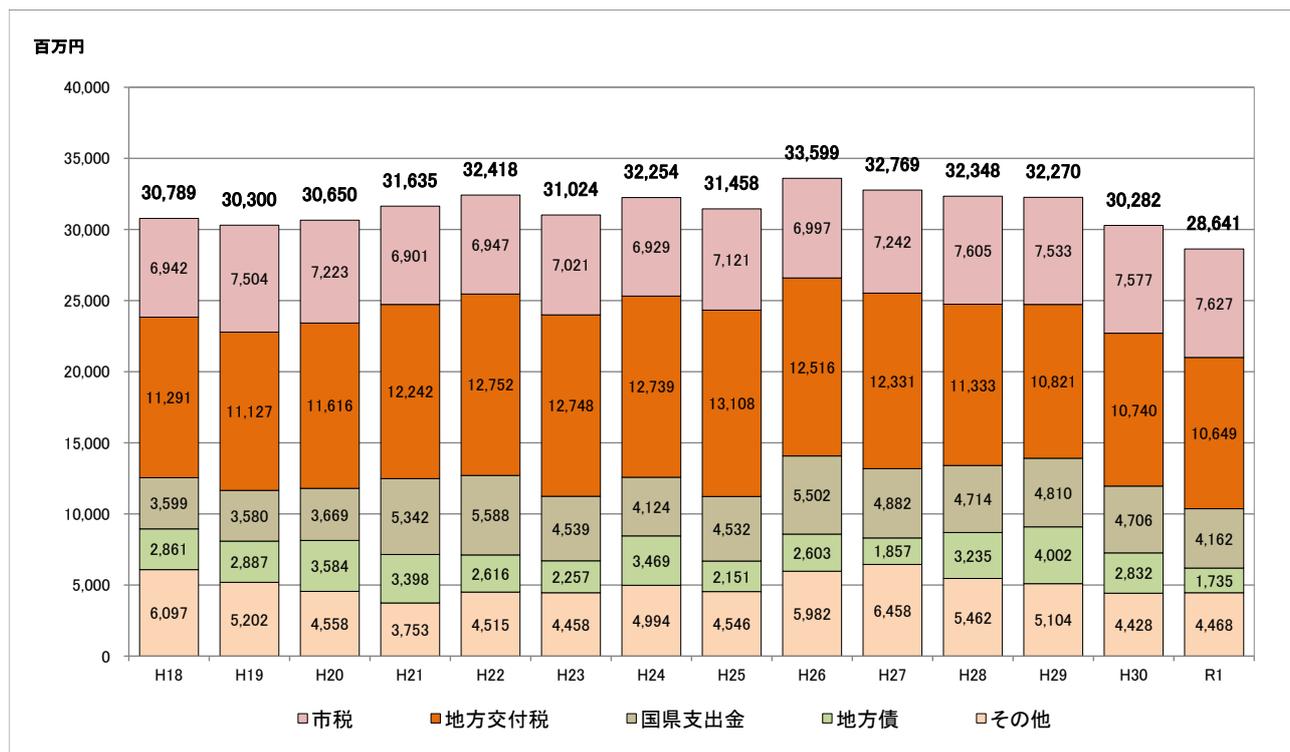
3. 財政の見通し

3.1. 歳入の推移

本市の普通会計の歳入決算額は、おおむね 290～340 億円程度で推移しています。

令和元年度の歳入決算額は、地方交付税が約 106 億円と最も多く、次いで市税の約 76 億円の順となっています。

地方交付税については、平成 27 年度から令和元年度の 5 年間で、合併に伴う特例措置による増加額が段階的に削減されています。また、市税についても、毎年 69～76 億円程度で推移しておりますが、将来的には少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少による減収が見込まれます。



出典：普通会計決算カード

図 2-18 歳入決算額の推移（普通会計）

3.2. 歳出の推移

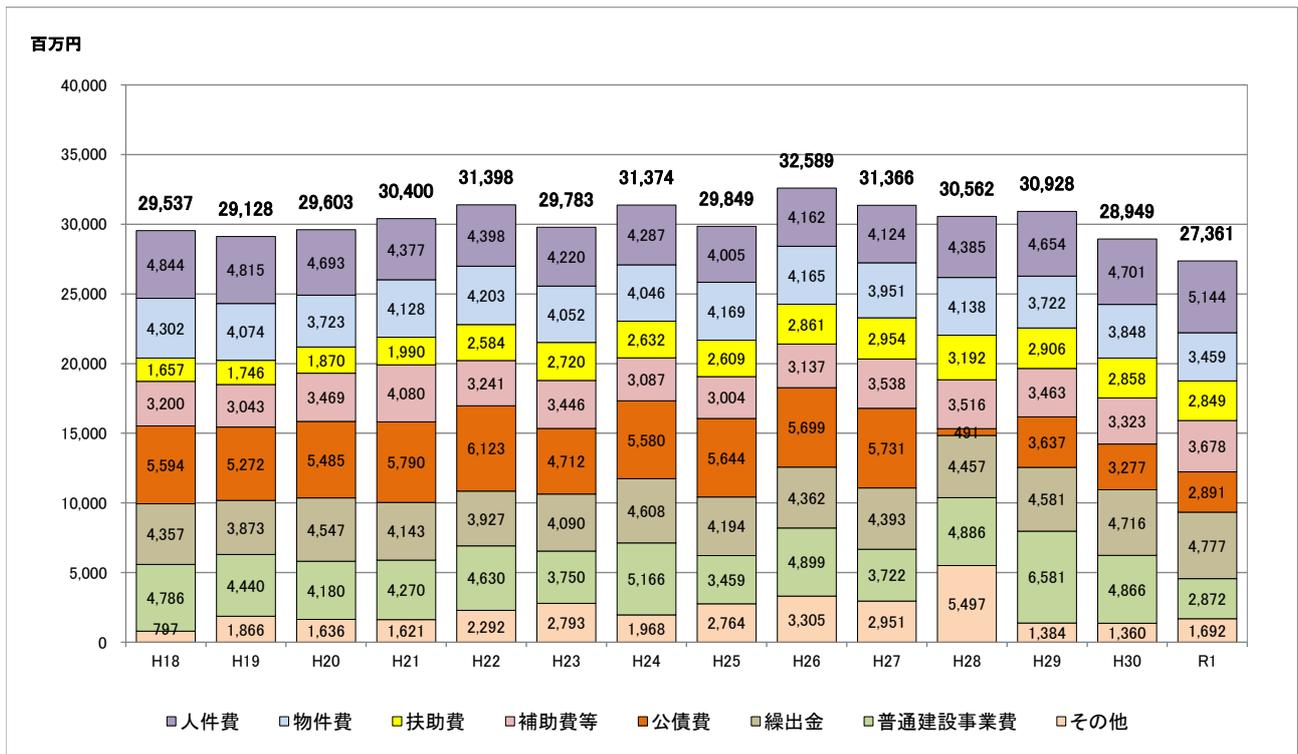
本市の普通会計の歳出決算額は、おおむね 270～330 億円程度で推移しています。

令和元年度の歳出決算額は、人件費が約 51 億円と最も多く、次いで繰出金の約 48 億円、補助費等の約 37 億円の順となっています。

人件費については、平成 18 年度と平成 27 年度を比較すると、定員適正化計画の推進等により減少傾向にありましたが、平成 28 年度以降、臨時職員の処遇改善等により増加傾向にあります。

公債費については、将来の負担軽減と財政の健全化を図るため、積極的な繰上償還を行った結果、通常償還額は減少傾向となっています。扶助費については、平成 18 年度と比較すると、国の社会保障施策の充実による子育てや高齢・福祉サービス費などにより増加しています。

公共施設及びインフラに関する維持・更新に係る普通建設事業費は、平成 29 年度に約 66 億円と最も多くなっていますが、事業費の抑制に努めており、合併特例事業債などの財政措置の有効な財源を活用しながら、将来の市の発展に向け、計画的な整備を進めています。

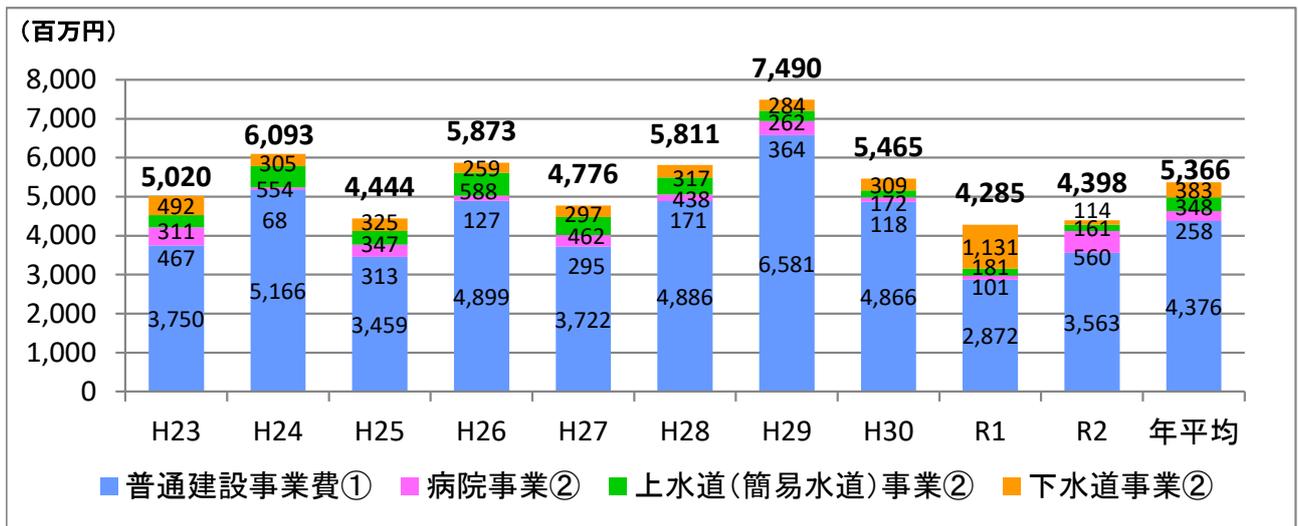


出典：普通会計決算カード

図 2 - 1 9 歳出決算額の推移（普通会計）

3.3. 公共施設等の整備のための歳出額の推移

平成 23 年度から令和 2 年度までの普通会計決算カード及び地方公営企業決算カードによる 10 か年分の公共施設等の整備・改修を目的とする普通建設事業費¹³（普通会計）や建設改良費¹⁴（公営事業会計）の合計額は、年平均で約 53.7 億円/年となっています。



注) 凡例の①は普通会計、②は公営事業会計。上水道事業は、令和元年度まで簡易水道事業、令和 2 年度から上水道事業及び下水道事業となっている。下水道事業には「特定環境保全公共下水道」、「農業集落排水」及び「特定地域生活排水処理」がある。

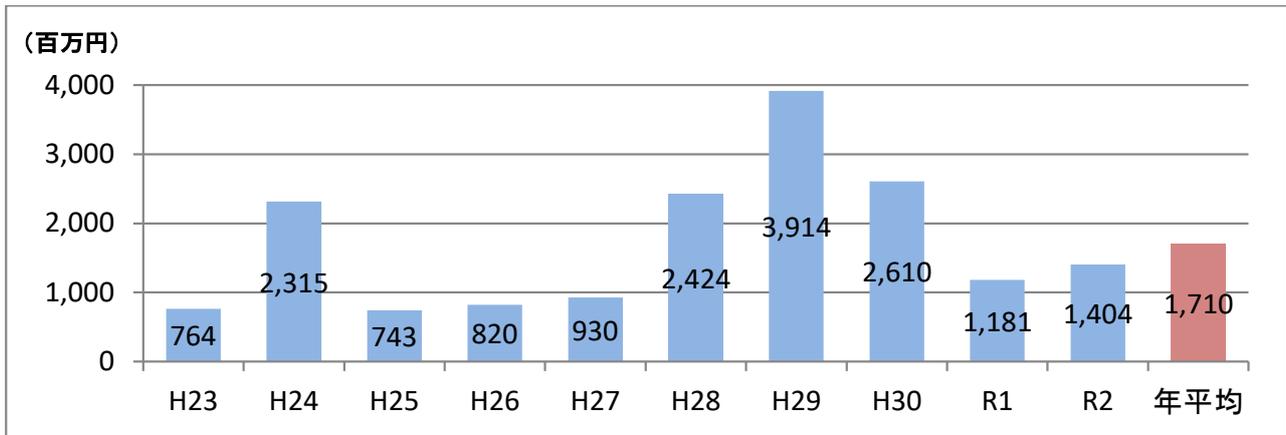
出典：普通会計決算カード及び地方公営企業決算カード

図 2 - 2 0 公共施設等の整備・改修資金の推移(平成 23 年度～令和 2 年度)

¹³ 普通建設事業費とは、道路・橋りょう、学校、庁舎等の新增設の建設事業に要する経費のこと。

¹⁴ 建設改良費とは、公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の新規整備や拡充等に要する費用のこと。

また、普通建設事業費及び病院事業費のうち、インフラを除く平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 か年の公共施設の整備・改修資金の合計額は、年平均で 17.1 億円/年となっています。



注) 普通建設事業費及び病院事業費から公共施設に係る整備・改修資金を抽出。(インフラを除く)

図 2-21 公共施設等の整備・改修資金の推移(平成 23~令和 2 年度)

3.4. 公共施設等の整備における今後の財政見通し

新・行政改革大綱(令和 3 年度~7 年度)では、将来の財政見通しと行財政改革は相互に深く関連していることから、普通会計の実質単年度収支の推移と見通しの状況を明らかにしており、財政上の余裕をあらわす「実質単年度収支¹⁵」がどのように推移していくかを示しています。

普通会計の中・長期財政見通しでは、普通交付税の合併特例措置終了後においても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和 2 年度と令和 3 年度を除いて、実質単年度収支の黒字がしばらく維持される見込みですが、合併特例事業債の発行期限終了などの影響が顕在化してくる令和 8 年度以降は、実質単年度収支がマイナスとなるなど、財政状況が少しずつ悪化する見込みです。

一方、普通建設事業費に着目すると、事業費の抑制に努めており、財源についても、財政措置の有利な市債等を活用しながら、将来の市の発展に向け、計画的な整備を進めています。しかし、今後は、公共施設や上下水道等のインフラ設備の老朽化に伴い、これらの維持・更新に係る経費の増大が見込まれることから、将来的に市の財政を圧迫することが懸念されていますが、合併特例事業債が令和 7 年度をもって終了することから、これに代わる財源の確保が課題となっています。

このような状況を踏まえ、将来にわたり持続可能な財政運営を行っていくためには、本市財政を中・長期的な視点で推計した上で、可能な限りの財政健全化策を講じ、財政の健全化を図りつつ、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めていく必要があります。

¹⁵ 実質単年度収支とは、歳入歳出決算額から、翌年度へ繰り越すべき財源や、基金への積立額、基金の取崩額あるいは繰上償還といった当該年度の決算を評価する上で除外すべき金額を控除又は加算した額のこと。

4. 公共施設等の中長期的な経費の見込み等

公共施設等の大規模改修・更新費用（以下、「更新費用」という。）について、現在保有している公共施設等を全て改修・更新した場合の計画期間内における更新費用（自然体費用）と、それぞれの施設分類に応じて策定した個別施設計画（長寿命化計画）の方向性を反映した更新費用（対策後費用）を算出し、両者を比較することで、個別施設計画に基づく長寿命化等の対策の効果を把握します。

なお、前回策定した総合管理計画においても、平成 28 年度から令和 27 年度までの 30 年間に要する公共施設等の更新費用（自然体費用）を推計し、計画策定当時における直近 5 年間（平成 23 年～平成 27 年）の更新費用年平均額との比較を行っています。

今回の改訂に当たっては、計画の策定から 5 年間の経過し、施設総量に変化が生じていることに加え、令和 4 年度に公共施設を対象とする個別施設計画（適正配置計画及び長寿命化計画）¹⁶の策定に着手すること、また上位計画である「第 3 次北杜市総合計画」の期首が令和 3 年度であること等を踏まえ、自然体・対策後の更新費用の試算について、開始年度を令和 4 年度、試算期間を計画期間の満了する令和 33 年度までの 30 年間と改めた上で、更新費用を再算出することとします。

4.1. 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の費用の見込み（自然体費用）

公共施設等の改修・更新等に要する中長期的な経費見込みについて、現在保有している全ての施設を今後も維持し続け、同規模で改修・更新していくと仮定した場合の更新費用（自然体費用）を算出します。

(1) 公共施設

公共施設の自然体の更新費用は、下記に示すとおり、「公共施設等更新費用試算ソフト」（一般財団法人地域総合整備財団）の設定条件に基づき、算出します。

なお、前回の総合管理計画では、倉庫や便所、物置等の「人の滞留がない施設（附帯的な施設）」は推計の対象外としていましたが、本試算でもこの考え方を踏襲しています。

① 試算条件

【公共施設の自然体更新費用の試算条件】

算定対象：現在保有する施設のみとし、今後新たに整備されるものは対象としない。

費用算定式：[施設分類別に設定した試算単価×建築物の延床面積]の合計

費用発生時期：

- ・ 建替え：建築から 60 年後（3 年間）、大規模改修：建築から 30 年後（2 年間）
※工期が複数年度に跨ることを考慮し、費用を均等配分
- ・ 積残し分：計画期首から 10 年間で建替え又は大規模改修の費用を均等配分
- ・ 建築年度不明分：計画期首から建替え又は大規模改修の周期内の各年度に費用を均等配分
- ・ 大規模改修既済分：前回の大規模改修の実施年度から 30 年後に次の大規模改修を実施
※建替えは建築後 60 年に実施

試算単価：次表のとおり

¹⁶ 令和 4 年度以降に策定を予定する、本市の個別施設計画は、施設の総量縮減の観点から、「維持」、「廃止」、「複合化」、「譲渡」など、個別施設の将来の方向性を定める「適正 配置計画」と、財政負担の軽減と事業費の平準化の観点から、施設の将来の方向性に依拠して必要となる事業費を長期的に把握し、年次別の保全計画を定める「長寿命化計画」にて構成されることを見込む。

表 2-8 試算単価（公共施設）

| 施設大分類 | 費用単価(円/㎡) | |
|--------------------------------------|------------|---------|
| | 大規模改修(30年) | 更新(60年) |
| 行政系施設、市民文化系施設、 社会教育系施設、産業系施設、医療施設 | 250,000 | 400,000 |
| スポーツ施設、保健・福祉施設、 供給処理施設、その他 | 200,000 | 360,000 |
| 子育て支援施設、学校教育施設 | 170,000 | 330,000 |
| 市営住宅 | 170,000 | 280,000 |

② 試算結果

公共施設を全て更新した場合、計画期間である30年間の更新費用の総額は、1,111.5億円、1年当たりに換算すると37.0億円が必要と推計されました。

この37.0億円は、直近10年間の年平均額17.1億円の約2.2倍に相当します。

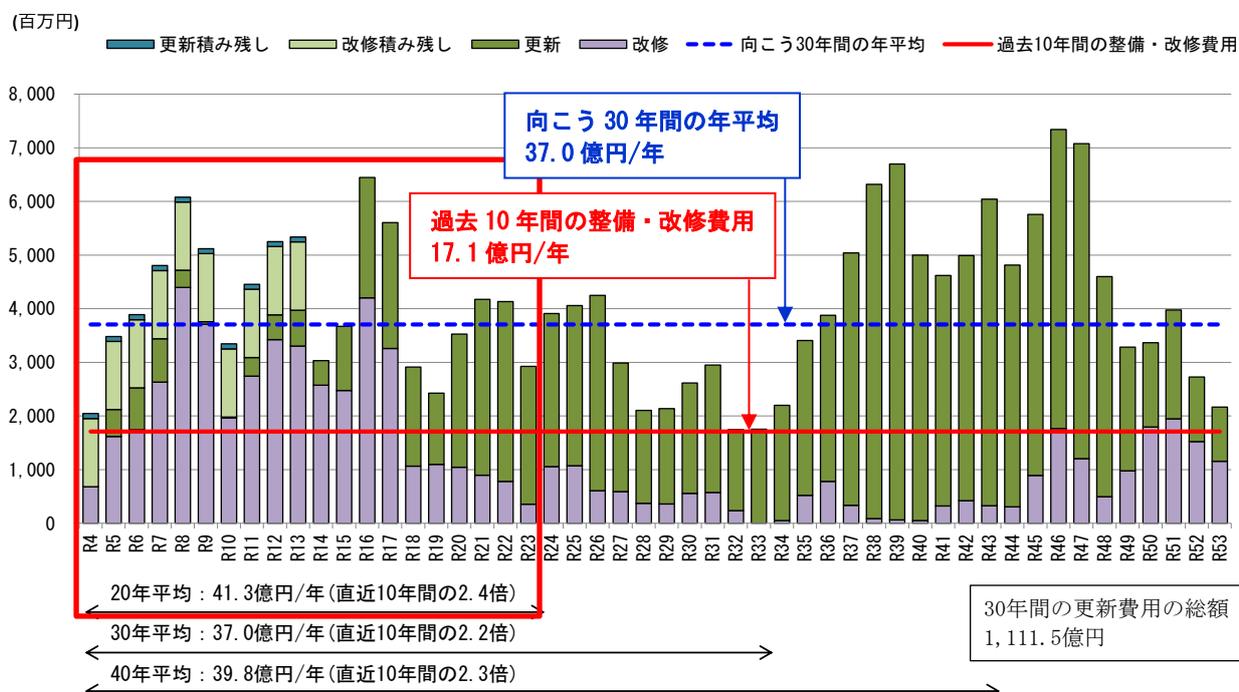


図 2-22 公共施設の将来の更新費用（自然体）の推計

(2) 道路

インフラのうち、一般会計に属する道路の自然体の更新費用は、下記に示すとおり、「公共施設等更新費用試算ソフト」（一般財団法人地域総合整備財団）の設定条件に基づき、算出します。

① 試算条件

【道路の自然体更新費用の試算条件】

算定対象：現在保有する施設のみとし、今後新たに整備されるものは対象としない。

費用算定式：[施設分類別に設定した試算単価×整備量]の合計

費用発生時期：

- ・更新：耐用年数満了の翌年度
- ・積残し分：計画期首から5年間で更新費用を均等配分
- ・整備年度不明分：計画期首から耐用年数内の各年度に更新費用を均等配分

試算単価：次表のとおり

表2-9 試算単価（道路）

| 分類 | 更新単価 | 対象整備量 | 耐用年数 |
|---------|------------------------|-------|------|
| 一般道路 | 4,700 円/m ² | 面積 | 15 年 |
| 自転車歩行者道 | 2,700 円/m ² | | |

② 試算結果

道路を全て更新した場合、計画期間である30年間の更新費用の総額は、843.6億円、1年当たりに換算すると28.1億円が必要と推計されました。

(3) 橋りょう

インフラのうち、一般会計に属する橋りょうの自然体の更新費用は、下記に示すとおり、「公共施設等更新費用試算ソフト」（一般財団法人地域総合整備財団）の設定条件に基づき、算出します。

① 試算条件

【橋りょうの自然体更新費用の試算条件】

算定対象：現在保有する施設のみとし、今後新たに整備されるものは対象としない。

費用算定式：[施設分類別に設定した試算単価×整備量]の合計

費用発生時期：

- ・更新：耐用年数満了の翌年度
- ・積残し分：計画期首から5年間で更新費用を均等配分
- ・整備年度不明分：計画期首から耐用年数内の各年度に更新費用を均等配分

試算単価：次表のとおり

表2-10 試算単価（橋りょう）

| 分類 | 更新単価 | 対象整備量 | 耐用年数 |
|--------|--------------------------|-------|------|
| PC 橋 | 425,000 円/m ² | 面積 | 60 年 |
| RC 橋 | 425,000 円/m ² | | |
| 鋼橋 | 500,000 円/m ² | | |
| 石橋 | 425,000 円/m ² | | |
| 木橋、その他 | 425,000 円/m ² | | |

② 試算結果

橋りょうを全て¹⁷更新した場合、計画期間である30年間の更新費用の総額は、141.7億円、1年当たりに換算すると4.7億円が必要と推計されました。

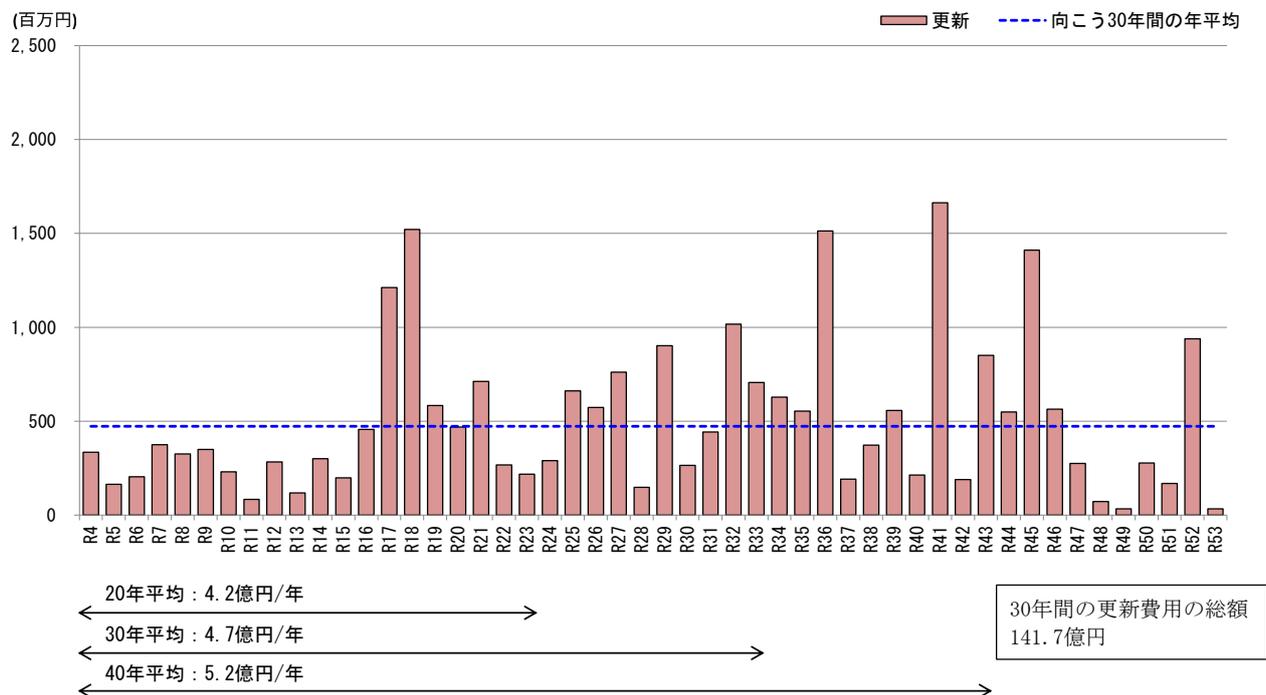


図2-23 橋りょうの将来の更新費用（自然体）の推計

(4) 上水道

上水道の自然体の更新費用は、下記に示すとおり、「公共施設等更新費用試算ソフト」（一般財団法人地域総合整備財団）の設定条件に基づき、算出します。

① 試算条件

【上水道の自然体更新費用の試算条件】

算定対象：現在保有する施設のみとし、今後新たに整備されるものは対象としない。

費用算定式：[施設分類別に設定した試算単価×整備量]の合計

費用発生時期：

- ・更新：耐用年数満了の翌年度
- ・積残し分：計画期首から5年間で更新費用を均等配分
- ・整備年度不明分：計画期首から耐用年数内の各年度に更新費用を均等配分

試算単価：次表のとおり

¹⁷ 農道橋は、建設年度と構造が判明する小武川大橋と下河原大橋の2橋のみを試算対象としている（個別施設計画の対象施設数と一致）。

表2-11 試算単価（水道管）

| 分類 | 管径 | 更新単価 | 対象整備量 | 耐用年数 |
|---------|-----------|-------------|-------|------|
| 導水管/送水管 | 300 mm未満 | 100,000 円/m | 延長 | 40 年 |
| | 500 mm未満 | 114,000 円/m | | |
| | 1000 mm未満 | 161,000 円/m | | |
| | 1500 mm未満 | 345,000 円/m | | |
| | 2000 mm未満 | 742,000 円/m | | |
| | 2000 mm以上 | 923,000 円/m | | |
| 配水管 | 150 mm以下 | 97,000 円/m | | |
| | 200 mm以下 | 100,000 円/m | | |
| | 250 mm以下 | 103,000 円/m | | |
| | 300 mm以下 | 106,000 円/m | | |
| | 350 mm以下 | 111,000 円/m | | |
| | 400 mm以下 | 116,000 円/m | | |
| | 450 mm以下 | 121,000 円/m | | |
| | 550 mm以下 | 128,000 円/m | | |

② 試算結果

インフラのうち、公営企業会計に属する上水道を全て更新した場合、計画期間である 30 年間の更新費用の総額は、1,304.4 億円、1 年当たりには換算すると 43.5 億円が必要と推計されました¹⁸。

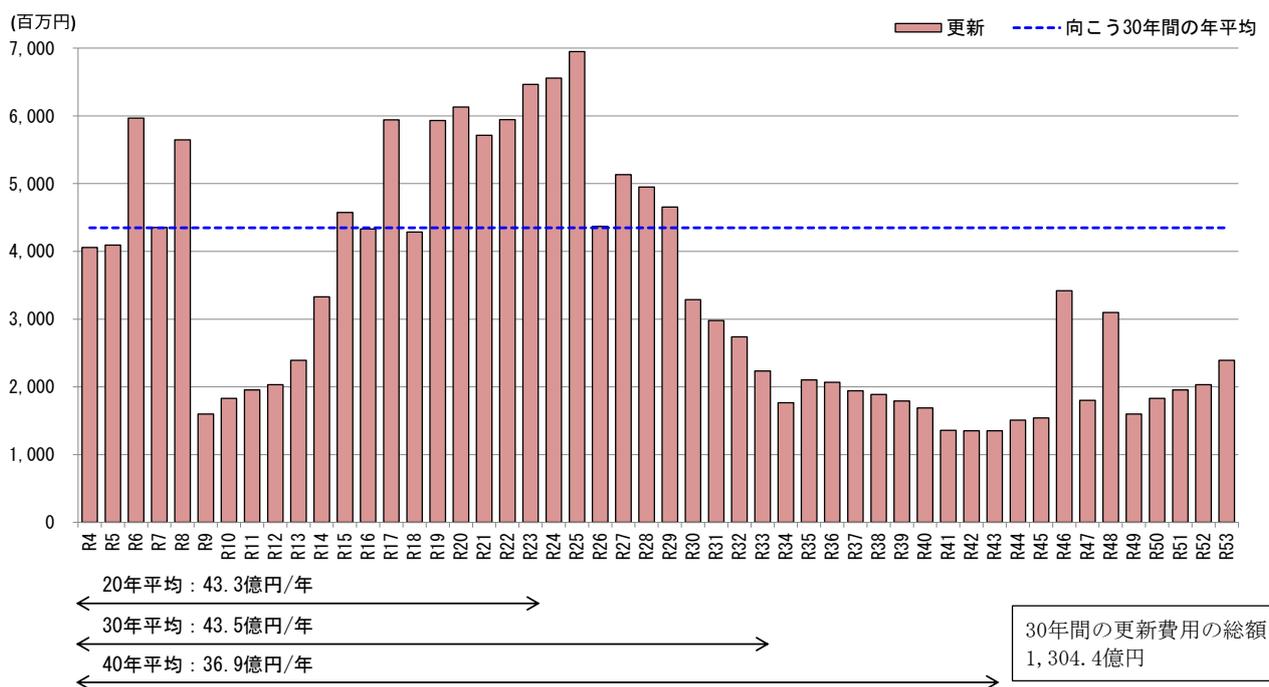


図2-24 上水道の将来の更新費用（自然体）の推計

¹⁸ 前回の策定時は、数量の把握が困難であったことから、管径別延長を耐用年数で除した値を、1 年間の上水道管路の更新量（延長）と仮定し、更新量に単価を乗じることにより更新費用を算出していたが、今回の改訂に当たっては、管種・管径別の整備年度と延長を把握し、更新費用を算出している。

(5) 下水道（公共下水道・農業集落排水）

下水道（公共下水道・農業集落排水）の自然体の更新費用は、下記に示すとおり、「公共施設等更新費用試算ソフト」（一般財団法人地域総合整備財団）の設定条件に基づき、算出します¹⁹。

① 試算条件

【下水道（公共下水道・農業集落排水）の自然体更新費用の試算条件】

算定対象：現在保有する施設のみとし、今後新たに整備されるものは対象としない。

費用算定式：[施設分類別に設定した試算単価×整備量]の合計

費用発生時期：

- ・更新：耐用年数満了の翌年度
- ・積残し分：計画期首から5年間で更新費用を均等配分
- ・整備年度不明分：計画期首から耐用年数内の各年度に更新費用を均等配分

試算単価：次表のとおり

表2-12 試算単価（下水道管渠）

| 試算方法 | 分類 | 更新単価 | 対象整備量 | 耐用年数 |
|----------|----------------|---------------|-------|------|
| 管種別による算出 | コンクリート管、塩ビ管、陶管 | 124,000 円/m | 延長 | 50年 |
| | 更生管 | 134,000 円/m | | |
| | その他 | 124,000 円/m | | |
| 管径別による算出 | 250mm 未満 | 61,000 円/m | | |
| | 500 mm 未満 | 116,000 円/m | | |
| | 1000 mm 未満 | 295,000 円/m | | |
| | 2000 mm 未満 | 749,000 円/m | | |
| | 3000 mm 未満 | 1,680,000 円/m | | |
| | 3000 mm 以上 | 2,347,000 円/m | | |

② 試算結果

インフラのうち、公営企業会計に属する下水道（公共下水道・農業集落排水）を全て更新した場合、計画期間である30年間の更新費用の総額は、572.8億円、1年あたりに換算すると19.1億円が必要と推計されました。

¹⁹ 下水道（公共下水道・農業集落排水）の管路延長は、管種別の内訳は判明するものの整備年度が不明となっているため、更新費用は、管種別延長を耐用年数で除した値を、1年間の下水道管路の更新量（延長）と仮定し、更新量に単価を乗じることにより、算出している。

4.2. 個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費の見込み（対策後費用）

公共施設等の更新費用に関する中長期の経費見込みについて、個別施設計画（長寿命化計画）の対策の効果を反映した費用（対策後費用）を算出します。

（1）公共施設

公共施設を対象とする個別施設計画については、令和4年度策定に着手します。そのため、自然体費用と直近10年間における整備・改修費用の実績を比較し、両者の均衡を図るために必要な公共施設の縮減量をシミュレーションすることで、現行の縮減目標の妥当性を検証するとともに、個別施設計画策定に向けた総量縮減の目安を把握するものとします。

前述のとおり、計画期間内における自然体費用は1,111.5億円、1年当たりに換算すると37.0億円が必要と推計されました。

一方、直近10年間における公共施設の整備・改修費用の平均は17.1億円/年²⁰であることから、現在保有する全ての施設を維持し続けた場合、これまでの年間予算の2.2倍の費用を要することとなります。

仮に、今後も直近10年間と同規模程度の年間予算を公共施設の改修・更新を目的に確保し続けることが出来るとした場合、計画期間内において将来更新費用と財源の均衡を図るためには、現在保有する施設総量の約55%を縮減することで、将来の更新費用が17.1億円/年を下回り、直近10年間の実績相当の財源で対応することが可能となります。

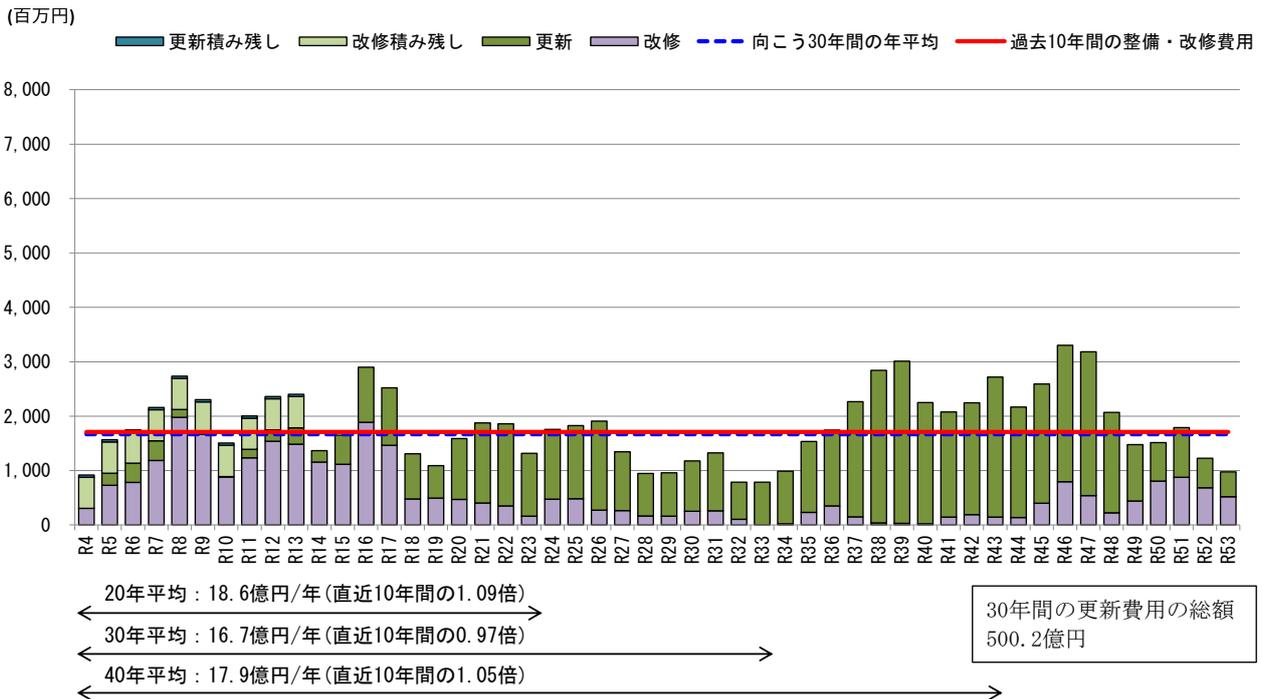


図2-25 公共施設の将来の更新費用（延床面積を約55%縮減した場合）の推計

²⁰ 普通建設事業費（普通会計）と建設改良費（病院事業会計）の実績の合算値。

(2) 道路・橋りょう

インフラのうち、一般会計に属する道路、橋りょうは、令和2年度までに策定されている、個別施設計画（長寿命化計画）等のデータを活用し、次のとおり算出します。

① 道路

市道に関する更新費用については、「舗装長寿命化修繕計画（その1）（平成25年10月）」及び「舗装長寿命化修繕計画（その2）（平成26年1月）」に基づく事業費の合計額とします。

林道及び農道に関する更新等費用については、個別施設計画が未策定であることから、自然体費用と同額の費用を対策後費用として計上し、今後の個別施設の策定状況に応じて、記載内容の見直しを行うものとします。

令和33年度までの30年間の更新等費用は、約386.3億円、1年平均にすると、12.9億円が必要となる見込みです。

（単位：千円）

| 個別施設計画名称 | 令和33年度までの更新等費用 | 年平均 |
|---|-------------------|------------------|
| 舗装長寿命化修繕計画（その1） （平成25年10月） 舗装長寿命化修繕計画（その2） （平成26年1月） | 6,702,000 | 223,400 |
| 自然体費用 （林道・農道） | 31,929,116 | 1,064,304 |
| 合計 | 38,631,116 | 1,287,704 |

※「舗装長寿命化修繕計画（その1）」及び「舗装長寿命化修繕計画（その2）」の計画期間は平成26年から令和15年であることから、令和16年以降の費用は、計画期間内の平均額を代入している。

② 橋りょう

橋りょう（市道）に関する更新等費用については、「北杜市橋梁長寿命化修繕計画（令和2年3月）」に基づく事業費の合計額とします。

橋りょう（林道）に関する更新等費用については、「北杜市林道施設個別施設計画（令和3年3月）」に基づく事業費の合計額とします。

橋りょう（農道）に関する更新等費用については、「北杜市農道橋個別施設計画（令和3年3月）」に基づく事業費の合計額とします。

令和33年度までの30年間の更新等費用は、約62.2億円、1年平均にすると、約2.1億円が必要となる見込みです。

（単位：千円）

| 個別施設計画名称 | 令和33年度までの更新等費用 | 年平均 |
|---------------------------|------------------|----------------|
| 北杜市橋梁長寿命化修繕計画 （令和2年3月） | 5,394,574 | 179,819 |
| 北杜市林道施設個別施設計画 （令和3年3月） | 409,200 | 13,640 |
| 北杜市農道橋個別施設計画 （令和3年3月） | 416,270 | 13,876 |
| 合計 | 6,220,044 | 207,335 |

※北杜市林道施設個別施設計画の計画期間は令和3年から令和7年であることから、令和8年以降の費用は、計画期間内の平均額を代入している。

(3) 上水道

インフラのうち、公営企業会計に属する上水道については、「北杜市水道施設中長期整備計画及びアセットマネジメント（平成 31 年 3 月）」に基づく事業費の合計額とします。

令和 33 年度までの 30 年間の更新費用は、約 58.7 億円、1 年平均にすると、約 2.0 億円が必要となる見込みです。なお、今回の計画では、現状の財政収支の見通しの結果から、資産管理状況と建設改良費の範囲内で緊急を要する事業を選定しています（北杜市上下水道事業経営基本計画（平成 31 年 3 月）より）。

（単位：千円）

| 個別施設計画名称 | 令和 33 年度までの更新等費用 | 年平均 |
|---|------------------|---------|
| 北杜市水道施設中長期整備計画 及びアセットマネジメント (平成 31 年 3 月) | 5,866,466 | 195,549 |

※北杜市水道施設中長期整備計画及びアセットマネジメントの計画期間は令和元年から令和 10 年であることから、令和 11 年以降の費用は、計画期間内の年度別事業費の平均額を代入している。なお、計画される事業費のうち、「クリプトスポリジウム対策」は上記に含んでいない。

(4) 下水道（公共下水道・農業集落排水）

インフラのうち、公営企業会計に属する下水道については、「北杜市公共下水道処理施設・管路施設維持管理計画（平成 30 年 2 月）」及び「北杜市農業集落排水施設最適整備構想（平成 26 年 3 月）」に基づく事業費の合計額とします。

令和 33 年度までの 30 年間の更新費用は約 241.9 億円、1 年平均にすると、約 8.1 億円が必要となる見込みです。

（単位：千円）

| 個別施設計画名称 | 令和 33 年度までの更新等費用 | 年平均 |
|--|-------------------|----------------|
| 北杜市公共下水道処理施設・管路施設維持管理計画 (平成 30 年 2 月) | 20,188,761 | 672,959 |
| 北杜市農業集落排水施設最適整備構想（平成 26 年 3 月） | 3,996,660 | 133,222 |
| 合計 | 24,185,421 | 806,181 |

※「北杜市公共下水道処理施設・管路施設維持管理計画」における処理施設の更新費用算出期間は平成 26 年から令和 5 年であることから、令和 6 年以降の費用は、計画期間内の年度別事業費の平均額を代入している。

※「北杜市公共下水道処理施設・管路施設維持管理計画」における処理施設の更新費用のうち、さくら団地浄化センター、清里クリーンセンター及び清里南部クリーンセンターの事業は既に完了していることから、上記には含んでいない。

4.3. 公共施設等の更新に係る中長期的な経費の見込み（対策の効果額）

公共施設等の更新に係る中長期的な経費の見込みについて、現在保有している全ての施設を維持し続け、同規模で改修・更新していく場合の経費（自然体）と個別施設計画に定められる対策の効果額を反映した経費を比較した結果を示します。

なお更新費用の比較に当たっては、施設分類ごとに計画期間に差異が生じていることを踏まえ、対策の効果額は、各施設分類の1年平均の更新費用で比較することとします。

(1) 公共施設

令和33年度までの計画期間における普通会計及び病院事業会計に属する公共施設の更新費用の比較表は、次のとおりです。

公共施設については、令和4年度以降に個別施設計画を策定し、その検討過程において対策後費用の精査を行うことを見込んでいることから、ここでは、前述のシミュレーション結果に対応する削減効果を示します。

表2-13 公共施設のシミュレーション結果の比較

(単位：千円)

| 分類 | 1年平均の更新費用 |
|-----------------------|-----------|
| 自然体費用 | 3,704,883 |
| 保有施設全体の延床面積を55%縮減した場合 | 1,667,197 |
| 直近10年間の整備・改修費用 | 1,710,574 |

(2) インフラ

令和33年度までの計画期間における普通会計及び公営企業会計（水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業）に属するインフラの更新費用の比較表は、次のとおりです。

インフラ全体では、計画期間の30年間における1年当たりの更新費用の総額は、自然体費用で95.4億円、対策後費用で25.0億円であり、70.4億円の長寿命化等の対策の効果が表れています。個別施設ごとの比較でも、全ての施設について、自然体の更新費用に比べ、対策後費用が減額となっており、長寿命化等の対策の効果が表れています。

直近10年間の整備・改修費用の実績額との比較においては、上水道については、対策後費用が実績額を下回っています。1年平均の更新費用で比較しているため、年度ごとでは財源の過不足が生じる可能性はありますが、企業会計事業において、過去と同水準の整備・改修費用の確保が可能であると仮定すると、予定される事業年度を調整することにより、計画期間内においては、個別施設計画（長寿命化計画）に基づく事業を計画どおり実施できることが見込まれます。

一方、道路・橋りょう及び下水道については、長寿命化等の対策効果は表れているものの、対策後費用が他の施設と比較して高額であり、直近10年間の整備・費用の実績額を上回る結果となっています。これは、道路の個別施設計画（長寿命化計画）の策定が市道のみにとどまり、農道及び林道については、自然体費用と同一の方法で更新費用を算出していることが影響しています。今後は、農道及び林道についても個別施設計画（長寿命化計画）の策定を検討し、更新費用の把握に努めることが求められます。

下水道についても、道路と同様に、対策後費用が過去の整備費を上回っていますが、これは特に、公共下水道における処理施設の対策費用が年間6億円程度見込まれていることが影響しています。但し、当該計画の計画期間は令和5年度までであることから、今後、計画の見直しに応じて行われる最適予算案の算出を踏まえ、再度、更新費用の見直しについて、見直しを行うものとします。

以上を踏まえ、インフラについては、今後も市全体の財政状況の推移を見極めながら、適宜、個別施設計画（長寿命化計画）の精査等を行うことで、更新費用の見通しについて不断の見直しを行っていくこととします。

表 2-14 インフラの1年平均の更新費用の状況

(単位：千円)

| 分類 | (A) | (B) | (C) | (D) |
|------|-----------|-----------|---------------------------|------------------|
| | 自然体費用 | 対策後費用 | 長寿命化等の 対策の効果額 (A-B) | 直近10年間の 実績額 ※ |
| 道路 | 2,812,026 | 1,287,704 | 1,524,322 | 697,512 |
| 橋りょう | 472,406 | 207,335 | 265,071 | |
| 上水道 | 4,347,919 | 195,549 | 4,152,370 | 347,620 |
| 下水道 | 1,909,443 | 806,181 | 1,103,262 | 383,338 |
| 合計 | 9,541,794 | 2,496,769 | 7,045,025 | 1,428,470 |

※「直近10年間の実績額」は、普通建設事業費及び建設改良費の実績額のうち、インフラに係る費用のみを対象としている。なお、道路・橋りょうは、財務会計システムの変更により、平成23年度～平成27年度の改修・整備費の実績額が判明しないため、直近5年間（平成28年度～令和2年度）の実績額と比較する。

※公営企業会計については、それぞれの個別施設計画において、年間予算の上限を考慮しながら事業実施時期や年間事業費の平準化を行ったうえで、計画期間内に必要とされる事業のうち、特に優先度が高いものや不具合発生の可能性が高いと判断されるものから順に対策を行うことを前提としているため、対策後費用が低く抑えられている。